

### 3. 地域特性

既存資料の収集・整理により、地域特性を把握する。既存資料調査の調査範囲は図 3-1 に示すとおりであり、埼玉県環境影響評価条例施行規則第三条の規定における「環境に影響を及ぼす地域に関する基準」に基づき対象事業実施区域から 3 km とし、川口市、草加市、足立区、北区の 4 市区（以下「関係市」という。）を基本とする。

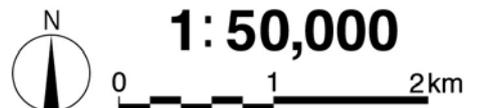
なお、項目（人口及び産業の状況、土地利用の状況等）及び既存資料の内容により、調査範囲は拡大又は縮小することがある。



図 3-1 既存資料の調査範囲

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 都県界
- : 市界・区界
- : 環境に影響を及ぼす地域（対象事業実施区域から3kmの範囲）



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

### 3.1. 社会的状況

#### 3.1.1. 人口及び産業の状況

##### (1) 人口及び世帯数

対象事業実施区域及びその周囲における人口及び世帯数の推移は、表 3.1-1 及び図 3.1-1 に示すとおりである。4 市区ともに人口の推移はおおむね横ばいであり、世帯数は川口市、草加市、北区で横ばい傾向、足立区で微増傾向にある。

表 3.1-1 人口及び世帯数の推移

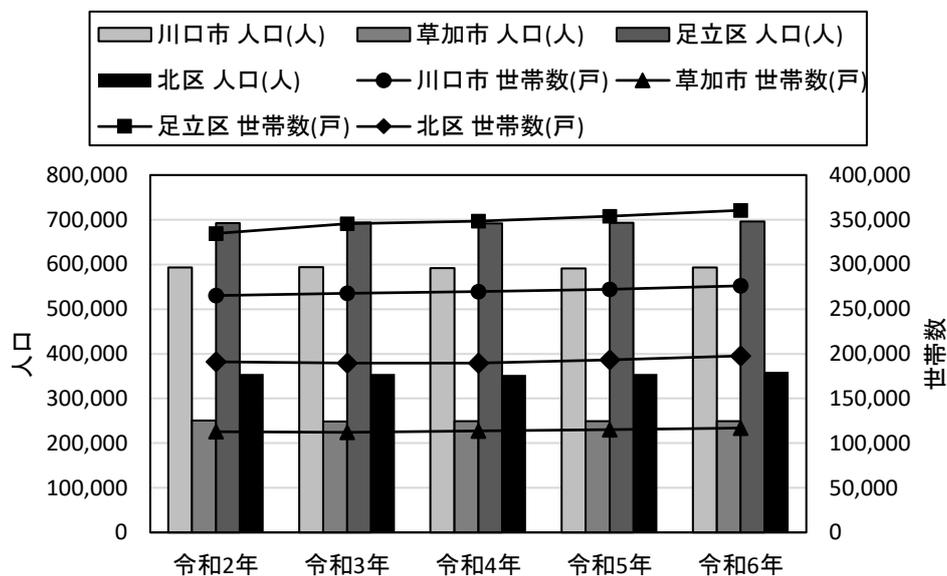
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
川口市	人口(人)	593,148	594,062	592,214	591,493	593,220
	世帯数(戸)	265,380	267,666	269,712	272,287	276,419
草加市	人口(人)	250,855	248,272	248,882	249,044	249,326
	世帯数(戸)	113,081	112,039	113,581	115,184	116,880
足立区	人口(人)	692,725	694,218	692,322	693,330	696,439
	世帯数(戸)	334,603	345,699	348,578	354,238	360,597
北区	人口(人)	355,380	354,805	352,925	355,379	359,348
	世帯数(戸)	191,159	189,643	189,594	193,192	197,668

注1) 各年1月1日現在

2) 足立区、北区の令和2年度世帯数は、国勢調査人口による遡及補正がされていない数値である。

出典：「埼玉県推計人口(月報データ)」(令和6年7月閲覧、埼玉県)

「東京都の人口(推計)：毎月」(令和6年7月閲覧、東京都)



出典：「埼玉県推計人口(月報データ)」(令和6年7月閲覧、埼玉県)

「東京都の人口(推計)：毎月」(令和6年7月閲覧、東京都)

図 3.1-1 人口及び世帯数の推移

## (2) 産業

対象事業実施区域及びその周囲における産業別事業所数は表 3.1-2 に、産業別従業者数は表 3.1-3 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する川口市では、事業所数は 19,323 であり、卸売業、小売業の割合が最も高く、次いで製造業となっている。従業者数は 191,010 人であり、卸売業、小売業の割合が最も高く、次いで製造業となっている。

草加市では、事業所数は 7,193 であり、卸売業、小売業の割合が最も高く、次いで製造業が高くなっている。従業者数は、76,933 人であり、卸売業、小売業の割合が最も高く、次いで製造業が高くなっている。

足立区では、事業所数は 21,741 であり、卸売業、小売業の割合が最も高く、次いで建設業が高くなっている。従業者数は、211,387 人であり、卸売業、小売業の割合が最も高く、次いで医療、福祉が高くなっている。

北区では、事業所数は 10,899 であり、卸売業、小売業の割合が最も高く、次いで宿泊業、飲食サービス業が高くなっている。従業者数は、119,803 人であり、卸売業、小売業の割合が最も高く、次いで医療、福祉が高くなっている。

表 3.1-2(1) 産業別事業所数 (令和3年) (埼玉県)

項目	川口市		草加市	
	事業所数	構成比(%)	事業所数	構成比(%)
総数	19,323	100.0	7,193	100.0
農業、林業	48	0.2	5	0.1
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	1	0.0
建設業	2,328	12.0	788	11.0
製造業	3,299	17.1	1,000	13.9
電気・ガス・熱供給・水道業	8	0.0	5	0.1
情報通信業	164	0.8	56	0.8
運輸業、郵便業	593	3.1	230	3.2
卸売業、小売業	3,861	20.0	1,524	21.2
金融業、保険業	209	1.1	90	1.3
不動産業、物品賃貸業	1,694	8.8	547	7.6
学術研究、専門・技術サービス業	680	3.5	236	3.3
宿泊業、飲食サービス業	1,580	8.2	752	10.5
生活関連サービス業、娯楽業	1,452	7.5	629	8.7
教育、学習支援業	673	3.5	287	4.0
医療、福祉	1,671	8.6	642	8.9
複合サービス事業	57	0.3	20	0.3
サービス業 (他に分類されないもの)	956	4.9	357	5.0
公務 (ほかに分類されるものを除く)	50	0.3	24	0.3

注) 端数処理を行っているため、構成比の合計が100%にならない場合がある。

出典: 「令和05年(2023年)統計年鑑」(令和6年7月閲覧、埼玉県)

表 3.1-2 (2) 産業別事業所数 (令和3年) (東京都)

項目	足立区		北区	
	事業所数	構成比(%)	事業所数	構成比(%)
総数	21,741	100.0	10,899	100.0
農業、林業	17	0.1	8	0.1
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	2,509	11.5	880	8.1
製造業	2,475	11.4	809	7.4
電気・ガス・熱供給・水道業	10	0.0	4	0.0
情報通信業	185	0.9	204	1.9
運輸業、郵便業	960	4.4	222	2.0
卸売業、小売業	5,105	23.5	2,442	22.4
金融業、保険業	255	1.2	165	1.5
不動産業、物品賃貸業	1,872	8.6	1,281	11.8
学術研究、専門・技術サービス業	754	3.5	604	5.5
宿泊業、飲食サービス業	2,234	10.3	1,360	12.5
生活関連サービス業、娯楽業	1,610	7.4	891	8.2
教育、学習支援業	522	2.4	344	3.2
医療、福祉	1,970	9.1	1,097	10.1
複合サービス事業	78	0.4	41	0.4
サービス業（他に分類されないもの）	1,185	5.5	547	5.0

注) 端数処理を行っているため、構成比の合計が100%にならない場合がある。

出典：「令和3年経済センサス - 活動調査報告【統計表】」（令和6年7月閲覧、東京都）

表 3.1-3(1) 産業別従業者数(令和3年)(埼玉県)

項目	川口市		草加市	
	従業者(人)	構成比(%)	従業者(人)	構成比(%)
総数	191,010	100.0	76,933	100.0
農業、林業	337	0.2	25	0.0
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	5	0.0
建設業	15,885	8.3	5,056	6.6
製造業	30,775	16.1	14,936	19.4
電気・ガス・熱供給・水道業	325	0.2	127	0.2
情報通信業	1,659	0.9	464	0.6
運輸業、郵便業	14,101	7.4	5,811	7.6
卸売業、小売業	37,173	19.5	15,761	20.5
金融業、保険業	3,032	1.6	1,220	1.6
不動産業、物品賃貸業	7,007	3.7	2,152	2.8
学術研究、専門・技術サービス業	3,877	2.0	1,427	1.9
宿泊業、飲食サービス業	14,831	7.8	6,252	8.1
生活関連サービス業、娯楽業	6,966	3.6	3,237	4.2
教育、学習支援業	8,636	4.5	4,322	5.6
医療、福祉	28,864	15.1	10,048	13.1
複合サービス事業	984	0.5	164	0.2
サービス業（他に分類されないもの）	12,685	6.6	4,076	5.3
公務（ほかに分類されるものを除く）	3,873	2.0	1,850	2.4

注) 端数処理を行っているため、構成比の合計が100%にならない場合がある。

出典：「令和05年(2023年)統計年鑑」(令和6年7月閲覧、埼玉県)

表 3.1-3(2) 産業別従業者数 (令和3年) (東京都)

項目	足立区		北区	
	従業者(人)	構成比(%)	従業者(人)	構成比(%)
総数	211,387	100.0	119,803	100.0
農業、林業	176	0.1	37	0.0
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	17,588	8.3	8,512	7.1
製造業	19,067	9.0	11,523	9.6
電気・ガス・熱供給・水道業	161	0.1	254	0.2
情報通信業	1,123	0.5	2,997	2.5
運輸業、郵便業	21,067	10.0	10,226	8.5
卸売業、小売業	47,737	22.6	25,153	21.0
金融業、保険業	3,860	1.8	2,603	2.2
不動産業、物品賃貸業	7,492	3.5	4,841	4.0
学術研究、専門・技術サービス業	3,513	1.7	6,262	5.2
宿泊業、飲食サービス業	19,013	9.0	10,475	8.7
生活関連サービス業、娯楽業	7,301	3.5	4,473	3.7
教育、学習支援業	7,423	3.5	5,335	4.5
医療、福祉	36,910	17.5	19,500	16.3
複合サービス事業	1,596	0.8	618	0.5
サービス業（他に分類されないもの）	17,360	8.2	6,994	5.8

注) 端数処理を行っているため、構成比の合計が100%にならない場合がある。

出典：「令和3年経済センサス - 活動調査報告 【統計表】」（令和6年7月閲覧、東京都）

### 3.1.2. 土地利用の状況

#### (1) 地目別土地利用

対象事業実施区域及びその周囲における地目別土地面積は、表 3.1-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する川口市、草加市、足立区及び北区では、宅地の割合が最も高く、次いで雑種地の割合が高い。

表 3.1-4(1) 地目別土地面積（令和 5 年）（埼玉県）

項目		総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
市名	面積(ha)									
	比率(%)									
川口市	面積(ha)	4,436.2	26.9	389.6	3,334.3	-	52.6	-	-	632.8
	比率(%)	100.0	0.6	8.8	75.2	-	1.2	-	-	14.3
草加市	面積(ha)	2,019.0	53.9	115.4	1,653.2	0.8	-	-	0.9	194.8
	比率(%)	100.0	2.7	5.7	81.9	0.0	-	-	0.0	9.6

注1) 固定資産課税台帳に登録された地積で、非課税も含まれる。

2) 「雑種地」には、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等が含まれる。

3) 墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地等は、本表には含まれない。

出典：「令和5年(2023年)埼玉県統計年鑑」(令和6年7月閲覧、埼玉県)

表 3.1-4(2) 地目別土地面積（令和 5 年）（東京都）

項目		総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	免税点未済
区名	面積(ha)									
	比率(%)									
足立区	面積(ha)	2,847.8	0.4	40.1	2,737.0	-	0.0	-	69.0	0.5
	比率(%)	100.0	0.0	1.4	96.1	-	0.0	-	2.4	0.0
北区	面積(ha)	1,045.1	-	0.3	953.0	-	0.7	-	90.6	1.4
	比率(%)	100.0	-	0.0	91.2	-	0.1	-	8.7	0.1

注1) 宅地のその他は、村落又は観光地区(市、郡、島部)、農業用施設の用に供する宅地及び生産緑地区内の宅地である。

2) 雑種地とは宅地、田、畑、山林、原野、池沼以外の土地で、野球場、テニスコート、ゴルフ場、運動場、高圧鉄塔敷地、軌道用地等をいう。

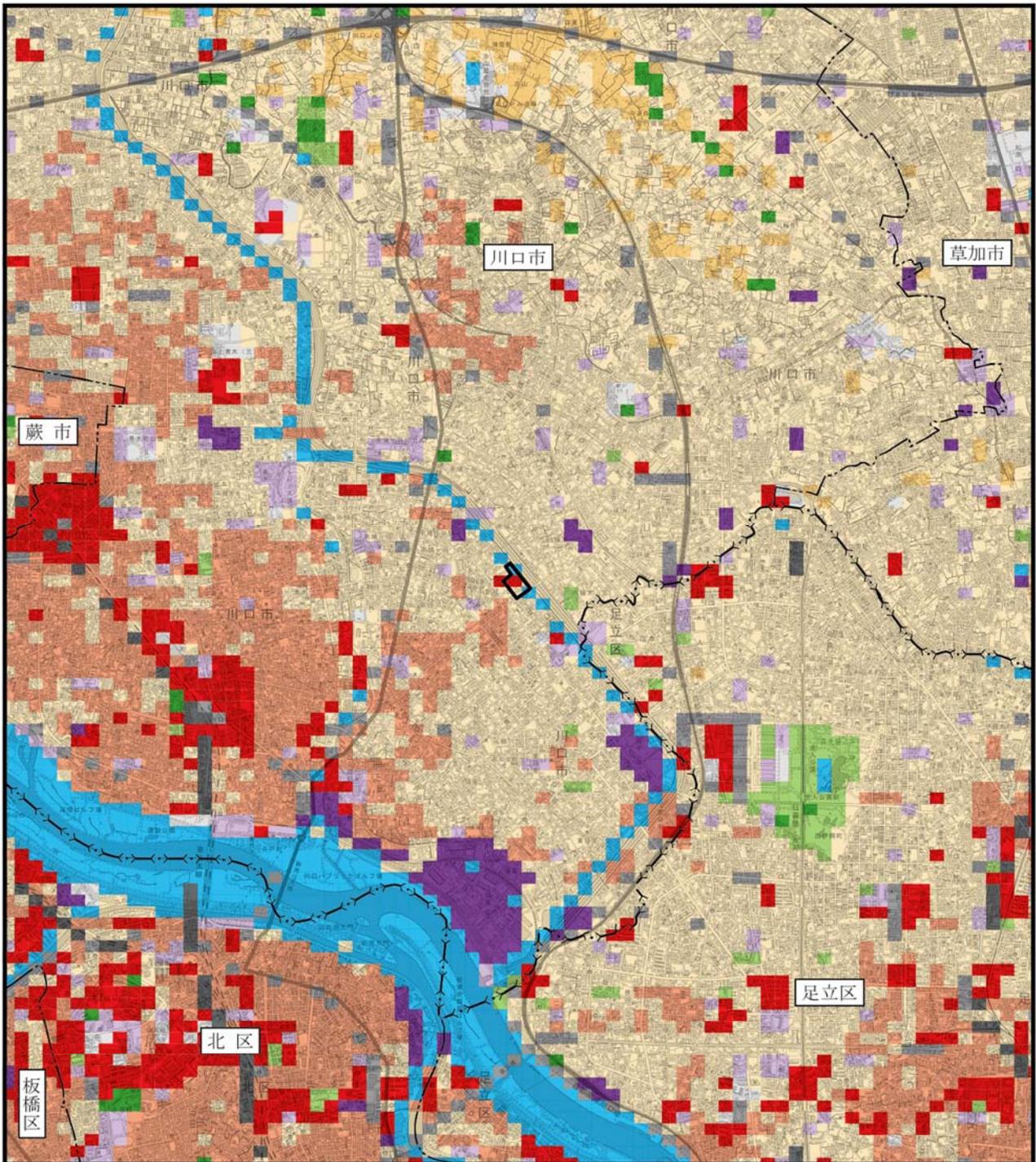
3) 端数処理のため各項の和と表示した総数は必ずしも一致しない。

出典：「東京都統計年鑑 令和4年」(令和6年7月閲覧、東京都)

## (2) 土地利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における土地利用現況図は、図 3.1-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域周囲には、主に低層建物が広がっている。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 都県界
- : 市界・区界

- : その他の農用地
- : 森林
- : 中高層建物
- : 工場
- : 低層建物（非密集地）
- : 低層建物（密集地）

- : 道路
- : 鉄道
- : 施設等用地
- : 空地
- : 公園・緑地
- : 河川地及び湖沼

図 3.1-2 土地利用現況図

出典：

「土地利用細分メッシュ2021年度（令和3年度）版国土数値情報ダウンロード」（令和6年7月閲覧、国土交通省）を加工して作成



1:50,000

0 1 2km

この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

### (3) 土地利用計画

対象事業実施区域及びその周囲における国土利用計画法に基づく土地利用基本計画図は、図 3.1-3 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲のほとんどが市街化区域となっている。また、対象事業実施区の北側には市街化調整区域と自然公園地域の県立安行武南自然公園がある。

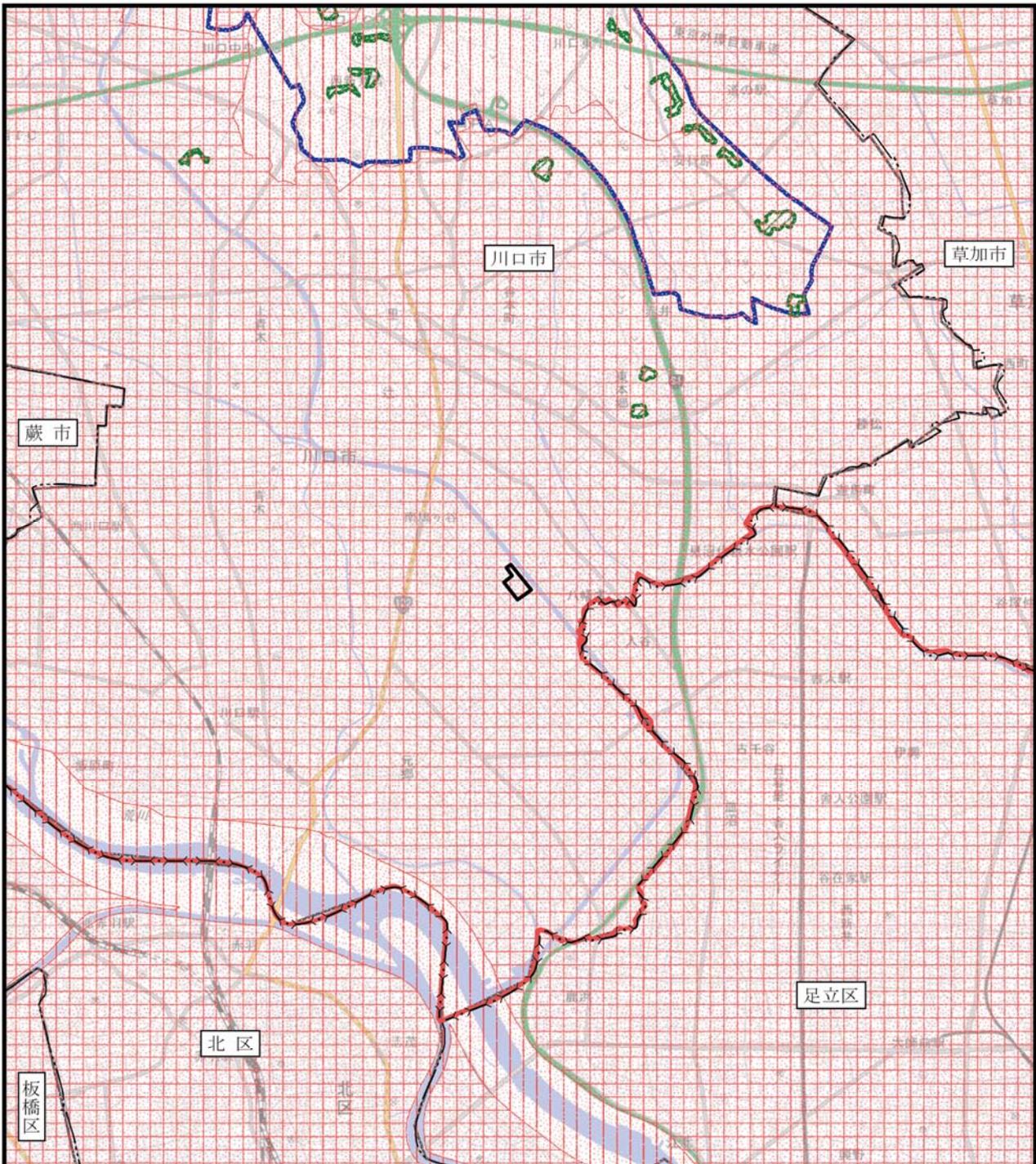
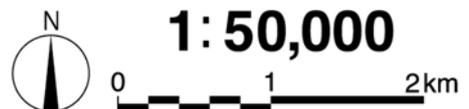


図 3.1-3 土地利用基本計画図

凡 例

- |                                                                                                |                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  : 対象事業実施区域 |  : 都市地域        |
|  : 都県界      |  : 市街化区域       |
|  : 市界・区界    |  : 市街化調整区域     |
|                                                                                                |  : 森林地域        |
|                                                                                                |  : 地域森林計画対象民有林 |
|                                                                                                |  : 自然公園地域      |

出典：  
「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」  
(令和6年7月閲覧、国土交通省)を加工して作成



#### (4) 都市計画区域

対象事業実施区域及びその周囲における都市計画区域、市街化区域、用途地域の面積は表 3.1-5 に、都市計画図は図 3.1-4 に示すとおりである。

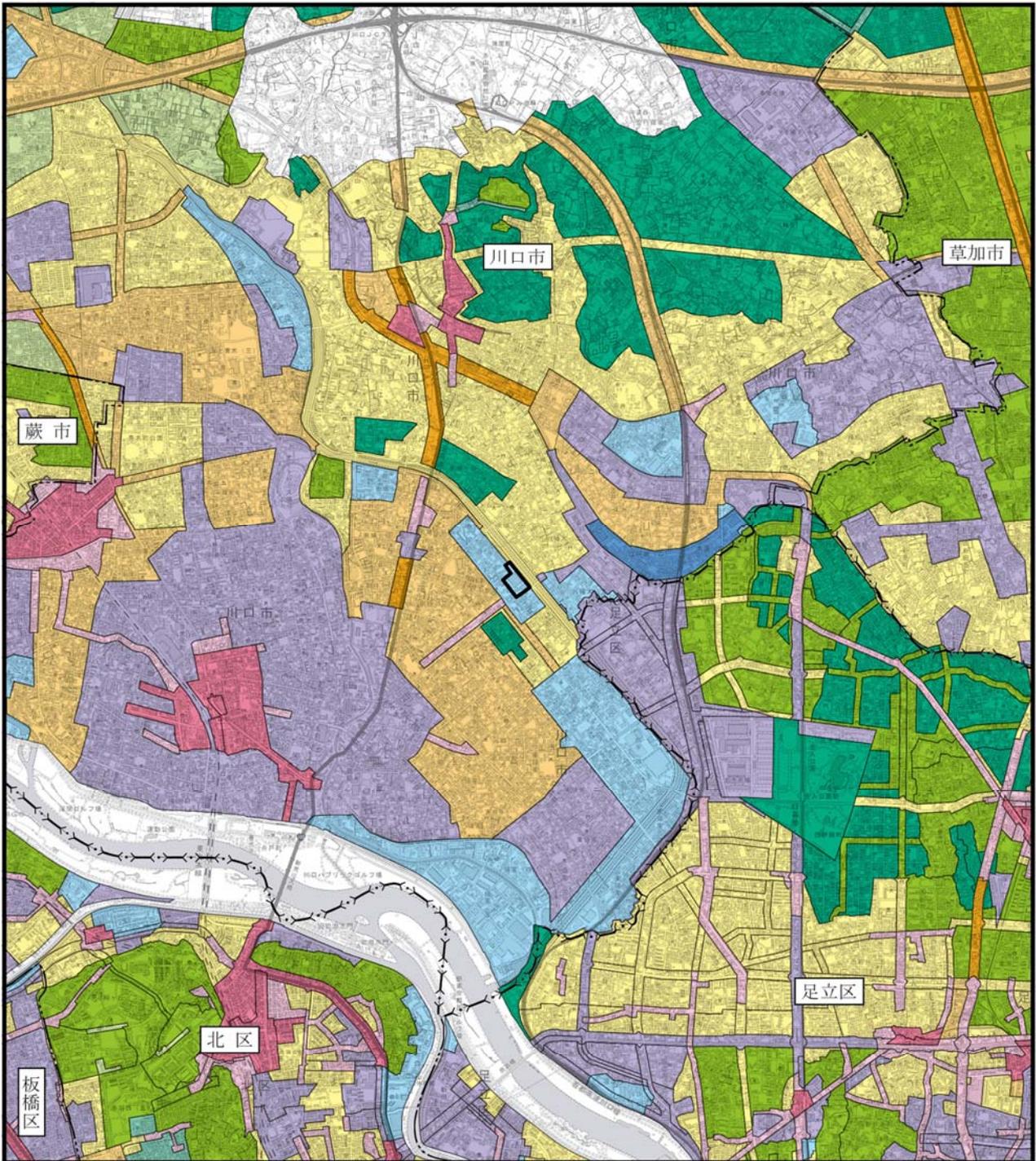
対象事業実施区域は、市街化区域内にあり、用途地域が工業地域と定められている。

表 3.1-5 都市計画区域、市街化区域、用途地域面積

単位：ha

項目 市区名	都市計画 区域	市街化区域	市街化調整 区域	用途地域	非線引白地
川口市	6,197	5,467	730	5,467	0
草加市	2,742	2,502	240	2,502	0
足立区	5,320	4,810	510	4,810	0
北区	2,061	1,822	239	1,822	0

出典：「令和 5 年都市計画現況調査」（令和 6 年 7 月閲覧、国土交通省）



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 都県界
- : 市界・区界

出典:

- 「都市計画情報マップ」(令和6年7月閲覧、川口市)
- 「草加市都市計画情報提供システム(都市計画図)」(令和6年7月閲覧、草加市)
- 「あだち地図情報提供サービス」(令和6年7月閲覧、足立区)
- 「北区の地図(詳細版)」(令和6年7月閲覧、北区)
- 「都市計画情報マップ」(令和6年7月閲覧、板橋区)
- 「蕨都市計画総括図(縮尺10000分の1)」(平成27年12月、蕨市)を加工して作成

- : 第一種低層住居専用地域
- : 第二種低層住居専用地域
- : 第一種中高層住居専用地域
- : 第二種中高層住居専用地域
- : 第一種住居地域
- : 第二種住居地域
- : 準住居地域

- : 近隣商業地域
- : 商業地域
- : 準工業地域
- : 工業地域
- : 工業専用地域

図 3.1-4 都市計画図



1:50,000

0 1 2km

この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

### 3.1.3. 水の利用状況

#### (1) 水利用の状況

##### 1) 河川及び湖沼の分布

対象事業実施区域及びその周囲の河川等の諸元と分布は、表 3.1-6 及び図 3.1-5 に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、東側に毛長川、辰井川、伝右川が、西側に緑川、豎川、芝川、菖蒲川が、南側に荒川、新河岸川、隅田川が、北側に笹根川、永堀川、江川、前野宿川、藤右衛門川が、そして対象事業実施区域の脇を新芝川が流れている。

表 3.1-6(1) 対象事業実施区域及びその周囲における河川の諸元（埼玉県）

水系	河川名	種別	管理	延長（m）	
				左岸	右岸
荒川水系	荒川	一級河川	さいたま県土整備事務所	78,160	70,650
	芝川			25,900	25,900
	新芝川			4,330	5,430
	豎川			3,800	3,800
	藤右衛門川			4,506	4,506
	藤右衛門川放水路			1,480	1,480
	菖蒲川			3,007	3,007
	緑川			4,750	4,750
	笹根川	準用河川	川口市	2,510	2,510
	永堀川	準用河川	川口市	1,230	1,230
利根川水系	毛長川	一級河川	さいたま県土整備事務所	3,870	2,750
	辰井川			1,750	2,000
	伝右川			3,370	5,140
	前野宿川	準用河川	川口市	2,050	2,050
	江川	準用河川	川口市	2,060	2,060

出典：「埼玉県さいたま県土整備事務所管内図」（令和6年3月、埼玉県）

表 3.1-6(2) 対象事業実施区域及びその周囲における河川の諸元（東京都）

水系	河川名	種別	管理	延長（m）
荒川水系	荒川	一級河川	国土交通省	32,800
	隅田川		東京都	23,500
	新河岸川			8,000
	芝川		特別区	330
	新芝川			1,600
利根川水系	毛長川		東京都	6,970

出典：「東京都管内河川一覧表」（平成27年8月、東京都）



## 2) 上水道

対象事業実施区域及びその周囲における上水道の状況は、表 3.1-7 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する川口市における上水道の普及率は、100%である。また、草加市、足立区及び北区における上水道の普及率も 100%である。

表 3.1-7 上水道の状況（令和4年）

市名	行政区域内総人口(人)	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	普及率(%)
川口市	591,717	637,900	591,714	100
草加市	249,061	255,000	249,061	100
足立区	694,588	-	694,588	100
北区	356,817	-	356,619	100 <sup>注)</sup>

注) 北区の普及率は専用水道による給水人口を含む。

出典：「埼玉県の水道 令和5年度版(令和4年度水道統計調査資料)」(令和6年3月、埼玉県)

「東京都の水道（令和5年版）」(令和6年3月、東京都)

## 3) 漁業権

対象事業実施区域及びその周囲における漁業権の状況は、表 3.1-8 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の荒川、芝川、緑川、新河岸川、江川及び新芝川において漁業権が設定されている。

表 3.1-8 漁業権の状況

漁場区分	免許番号	漁業権魚種	漁場の位置	漁業権者 (漁業協同組合)
埼玉県 知事免許 漁場	共第2号	あゆ、うぐい、 おいかわ、こい、 ふな、うなぎ、 どじょう、わかさぎ、 なまず	さいたま市、川越市、川口市、 所沢市、東松山市、狭山市、 鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、 入間市、朝霞市、志木市、和光市、 新座市、桶川市、北本市、 富士見市、ふじみ野市、三芳町、 滑川町、嵐山町、小川町、川島町、 吉見町、寄居町、 東京都東村山市、清瀬市	埼玉南部 武蔵 入間
	共第5号	おいかわ、こい、 ふな、うなぎ、 どじょう、わかさぎ、 なまず	さいたま市、熊谷市、川口市、 行田市、加須市、春日部市、 羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、 越谷市、桶川市、久喜市、北本市、 八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、 吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、 杉戸町、松伏町、 茨城県五霞町、 東京都足立区、葛飾区	埼玉東部 埼玉中央 埼玉南部 埼玉県北部
	共第8号	こい、ふな、うなぎ、 なまず	川口市、戸田市、東京都北区、 板橋区	埼玉南部 東京東部
東京都 知事 免許漁場	内共第7号	えむし、しじみ	東京都足立区、葛飾区、江戸川区、 墨田区及び江東区の各地先	東京東部 大田 中央隅田 芝 港 佃島

出典：「埼玉の水産/埼玉県内の第五種共同漁業権漁場総括表」(令和6年7月閲覧、埼玉県ホームページ)  
「東京都内水面漁業権一覧」(令和5年9月、東京都)

#### 4) 地下水

地下水採取量は、表 3.1-9 に示すとおりである。

表 3.1-9(1) 埼玉県中央部地域及び東部地域の地下水採取量

単位：千m<sup>3</sup>/日

項目	年	中央部地域			東部地域		
		令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年
水道用		133.6	126.8	108.3	51.3	49.6	43.1
建築物用		4.4	4.9	4.8	3.9	3.3	3.3
工業用		21.1	21.1	20.3	8.3	8.9	7.9
農業用		4.3	5.3	10.2	0.3	0.2	0.2
水産用		0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
非常災害		0.8	0.7	0.7	0.0	0.1	0.2
その他		8.3	7.8	6.8	2.0	1.8	2.5
計		172.6	166.7	151.2	65.8	64.0	57.3

注) 四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

出典：「令和4年版埼玉県環境白書」(令和4年12月、埼玉県)

「令和5年版埼玉県環境白書」(令和5年12月、埼玉県)

表 3.1-9(2) 東京都区部（低地部）の地下水採取量

単位：千m<sup>3</sup>/日

項目	東京都	区部（低地部）		
	年	令和2年	令和3年	令和4年
製造工程用		0.6	0.6	0.6
冷却用		0.2	0.2	0.2
冷暖房用		0.0	0.1	0.1
水洗便所用		0.3	0.3	0.4
洗車設備用		0.1	0.2	0.2
公衆浴場用		5.0	5.0	4.9
飲料用		0.9	0.9	0.9
環境用水		2.0	2.5	2.2
プール等		0.4	0.4	0.5
洗濯		0.2	0.2	0.2
排水・排ガス処理		0.1	0.1	0.1
釣堀等		0.1	0.1	0.2
地下水浄化		0.1	0.1	0.1
非常災害用		0.1	0.1	0.1
その他		1.0	1.1	0.8
計		11.2	11.8	11.4

注) 四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

出典：「令和2年都内の地下水揚水の実態」（令和4年3月、東京都）

「令和3年都内の地下水揚水の実態」（令和5年3月、東京都）

「令和4年都内の地下水揚水の実態」（令和6年3月、東京都）

### 3.1.4. 交通の状況

#### (1) 道路

##### 1) 道路網

対象事業実施区域及びその周囲における道路網は図 3.1-6 に示すとおりである。対象事業実施区域の北側に東京外環自動車道が通っている。

対象事業実施区域の周囲には一般国道 122 号線が、東側に東京鳩ヶ谷線が通っている。

##### 2) 交通量

対象事業実施区域及びその周囲における道路交通センサス一般交通量の調査結果は表 3.1-10 に、調査地点は図 3.1-6 に示すとおりである。

表 3.1-10(1) 道路交通センサス一般交通量調査結果（12 時間自動車類交通量）  
（埼玉県）

区間番号	路線名	交通量調査地点	12時間自動車類交通量 (上下合計)		
			小型車	大型車	合計
14140	一般国道122号	川口市朝日2丁目26番11	18,498	3,413	21,911
14150	一般国道122号	川口市舟戸町2番3	24,226	5,411	29,637
18060	一般国道298号	川口市神戸316番2地先	22,680	6,767	29,447
18070	一般国道298号	川口市安行吉蔵97番1地先	17,699	5,607	23,306
41180	さいたま草加線	川口市新井宿700番	15,918	2,096	18,014
41220	さいたま草加線	川口市峯520番1	6,410	1,104	7,514
41230	川口上尾線	川口市芝中田2丁目23番27先	11,655	1,158	12,813
42110	台東川口線	川口市棒松158番3	12,165	2,582	14,747
43100	川口停車場線	川口市本町4丁目1番	6,199	994	7,193
60070	吉場安行東京線	川口市安行領家324番	7,396	1,071	8,467
60090	川口草加線	川口市弥平2丁目21番11	6,274	2,713	8,987
60100	川口草加線	草加市新里町1210番	5,712	1,868	7,580
60130	さいたま鳩ヶ谷線	川口市桜町2丁目4番24先	4,237	240	4,477
60140	東京鳩ヶ谷線	川口市八幡木2丁目30番19	4,613	961	5,574
60150	東京川口線	川口市新井町17番22	8,807	1,799	10,606
60220	川口蕨線	川口市西川口1丁目19番16先	4,901	295	5,196
60240	蕨桜町線	川口市上青木6丁目28番9	6,487	669	7,156
62040	大間木蕨線	川口市芝高木1丁目21番34	7,586	802	8,388
62070	足立川口線	川口市江戸袋2丁目7番22	10,266	3,810	14,076
62080	足立川口線	川口市新井宿233番2	11,116	5,153	16,269
63310	金明町鳩ヶ谷線	川口市安行吉蔵68番2	6,659	1,244	7,903
63330	金明町鳩ヶ谷線	川口市鳩ヶ谷本町3丁目33番9先	5,772	414	6,186
63360	根岸本町線	川口市上青木西2丁目12番	5,845	711	6,556

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」（令和5年6月、国土交通省）

表 3.1-10(2) 道路交通センサス一般交通量調査結果（12 時間自動車類交通量）

（東京都）

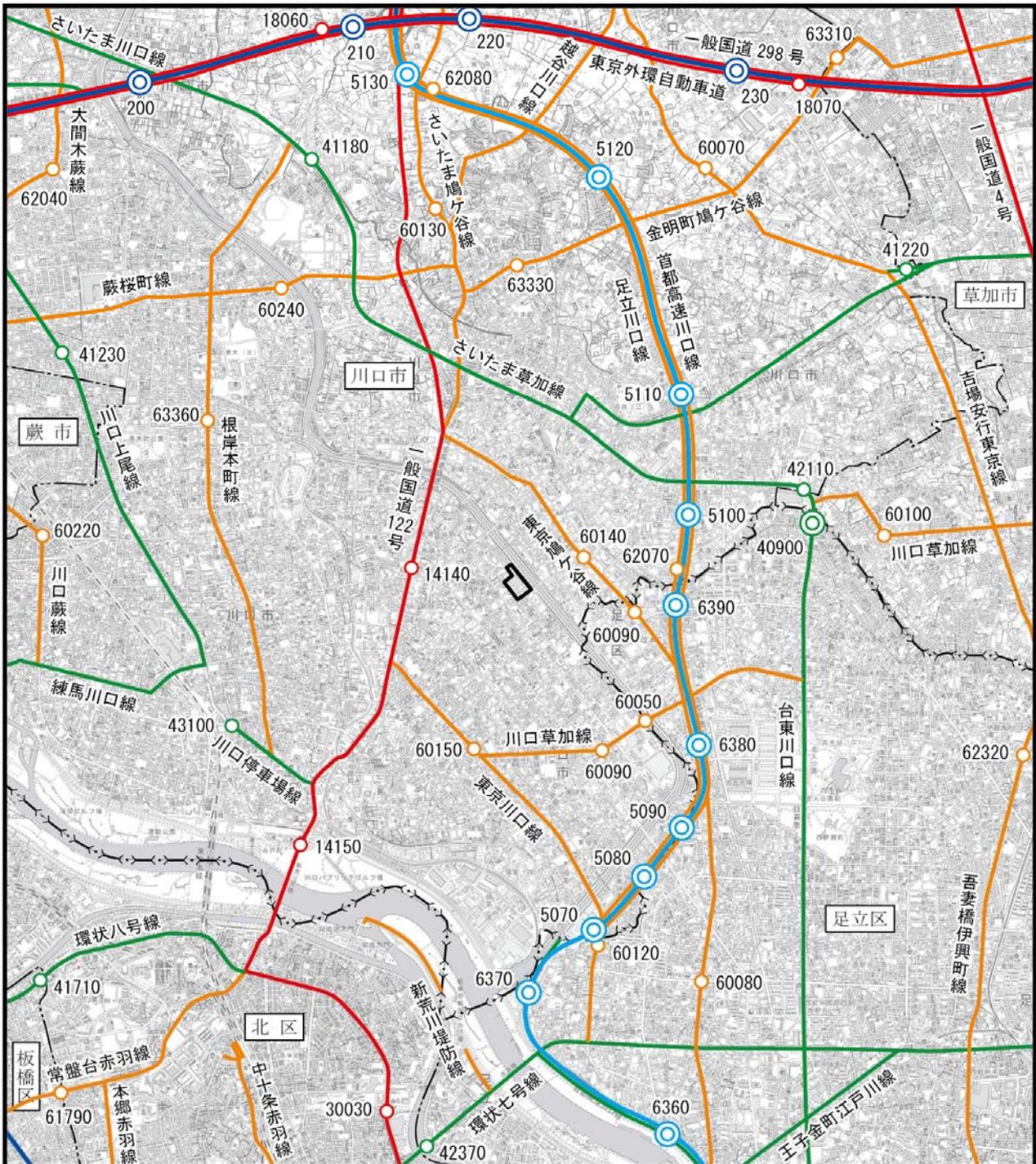
区間番号	路線名	交通量調査地点	12時間自動車類交通量 （上下合計）		
			小型車	大型車	合計
30030	一般国道122号	北区神谷3丁目16番4	22,271	5,636	29,907
41710	環状八号線	板橋区小豆沢4丁目25番	13,844	4,435	18,279
42370	環状七号線	足立区新田1丁目1番	30,777	6,493	37,270
60050	川口草加線	足立区入谷8丁目16番	6,191	2,613	8,804
60080	東京鳩ヶ谷線	足立区鹿浜7丁目18番	4,722	675	5,397
60090	東京鳩ヶ谷線	足立区入谷9丁目18番	4,604	1,321	5,925
60120	東京川口線	足立区鹿浜5丁目2番	10,389	2,652	13,041
61790	常盤台赤羽線	板橋区小豆沢1丁目22番8	4,220	1,238	5,458
62320	吾妻橋伊興町線	足立区東伊興3丁目4番	6,627	1,109	7,736

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」（令和5年6月、国土交通省）

表 3.1-10(3) 道路交通センサス一般交通量調査結果（24 時間自動車類交通量）

区間番号	路線名	交通量調査地点	24時間自動車類交通量 （上下合計）		
			小型車	大型車	合計
200	東京外環自動車道	川口西IC～川口中央IC	52,418	27,613	80,031
210	東京外環自動車道	川口中央IC～川口JCT	58,845	29,155	88,000
220	東京外環自動車道	川口JCT～川口東IC	58,123	34,671	92,794
230	東京外環自動車道	川口東IC～草加IC	60,622	35,804	96,426
5070	高速川口線	都県境～東領家出口	62,552	22,624	85,176
5080	高速川口線	東領家出口～加賀出入口	63,700	22,976	86,676
5090	高速川口線	加賀出入口～都県境	57,619	19,507	77,126
5100	高速川口線	都県境～新郷出入口	59,008	22,498	81,506
5110	高速川口線	新郷出入口～安行出入口	56,849	21,983	78,832
5120	高速川口線	安行出入口～新井宿出入口	53,871	20,942	74,813
5130	高速川口線	新井宿出入口～川口JCT	48,328	17,822	66,150
6360	高速川口線	江北JCT～鹿浜橋出入口	68,155	24,378	92,533
6370	高速川口線	鹿浜橋出入口～都県境	62,552	22,624	85,176
6380	高速川口線	都県境～足立入谷出入口	57,619	19,507	77,126
6390	高速川口線	足立入谷出入口～都県境	59,008	22,498	81,506
40900	台東川口線	足立区舎人4-11-24	18,619	3,310	21,929

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」（令和5年6月、国土交通省）



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 都県界
- : 市界・区界

- : 高速自動車国道
- : 都市高速道路
- : 一般国道
- : 主要地方道
- : 一般都道府県道

- : 12時間交通量観測地点
- : 24時間交通量観測地点

出典：  
「令和3年度 一般交通量図」（令和6年3月、埼玉県）  
「東京都 自動車交通量図」（令和4年、東京都）

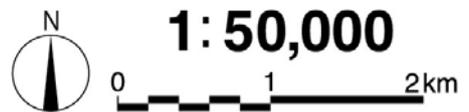


図 3.1-6 道路網及び道路交通センサ調査地点図

この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

## (2) 鉄道

対象事業実施区域及びその周囲における鉄道の状況は、図 3.1-7 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、京浜東北・根岸線、高崎線、湘南新宿ライン、東北本線・宇都宮線、埼玉高速鉄道、日暮里・舎人ライナー、東武大師線及び東北・秋田・山形・北陸・上越新幹線等が通っており、対象事業実施区域及びその周囲には埼玉高速鉄道の鳩ヶ谷駅、南鳩ヶ谷駅、川口元郷駅、日暮里・舎人ライナーの見沼代親水公園駅、舎人駅、舎人公園駅等がある。

対象事業実施区域及びその周囲の駅における乗車人員の推移は表 3.1-11 に示すとおりである。令和 4 年度における南鳩ヶ谷駅の乗車人員は 2,763,541 人であり、乗車人員の推移は、令和 2 年度に減少したものの、令和 3 年度からは増加傾向となっている。

表 3.1-11 乗車人員の推移

単位：人

路線名	駅名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
JR東日本 埼京線	北赤羽駅	6,952,000	6,983,000	5,481,000	5,788,000	6,238,000
JR東日本 東北本線 (京浜東北線)	西川口駅	21,378,741	21,557,630	16,639,620	17,205,370	18,412,790
	川口駅	30,853,998	30,731,905	23,516,220	24,425,435	26,044,210
JR東日本 京浜東北・根岸線 高崎線 湘南新宿ライン 東北本線 宇都宮線	赤羽駅	35,496,000	36,003,000	26,952,000	28,587,000	31,579,000
埼玉高速鉄道	新井宿駅	2,110,323	2,164,368	1,723,640	1,795,573	2,004,702
	鳩ヶ谷駅	4,276,862	4,388,189	3,431,344	3,574,960	3,933,510
	南鳩ヶ谷駅	2,943,491	3,050,002	2,417,705	2,505,789	2,763,541
	川口元郷駅	3,798,270	3,906,133	3,102,226	3,243,221	3,561,334
東京メトロ 南北線	志茂駅	2,316,000	2,542,000	2,069,000	2,214,000	2,464,000
	赤羽岩淵駅	17,905,000	18,505,000	13,620,000	13,681,000	15,168,000
都営 日暮里・舎人 ライナー	江北駅	1,929,000	2,009,000	1,746,000	1,892,000	2,226,000
	西新井大師西駅	2,195,000	2,235,000	1,791,000	1,877,000	2,048,000
	谷在駅	1,943,000	2,011,000	1,601,000	1,692,000	1,820,000
	舎人公園駅	843,000	878,000	652,000	738,000	819,000
	舎人駅	1,560,000	1,605,000	1,311,000	1,406,000	1,553,000
	見沼代親水公園駅	2,457,000	2,526,000	1,994,000	2,069,000	2,255,000
東武大師線	◎西新井駅	130,000	127,000	90,000	97,000	110,000
	大師前駅	2,578,000	2,561,000	1,978,000	2,063,000	2,183,000

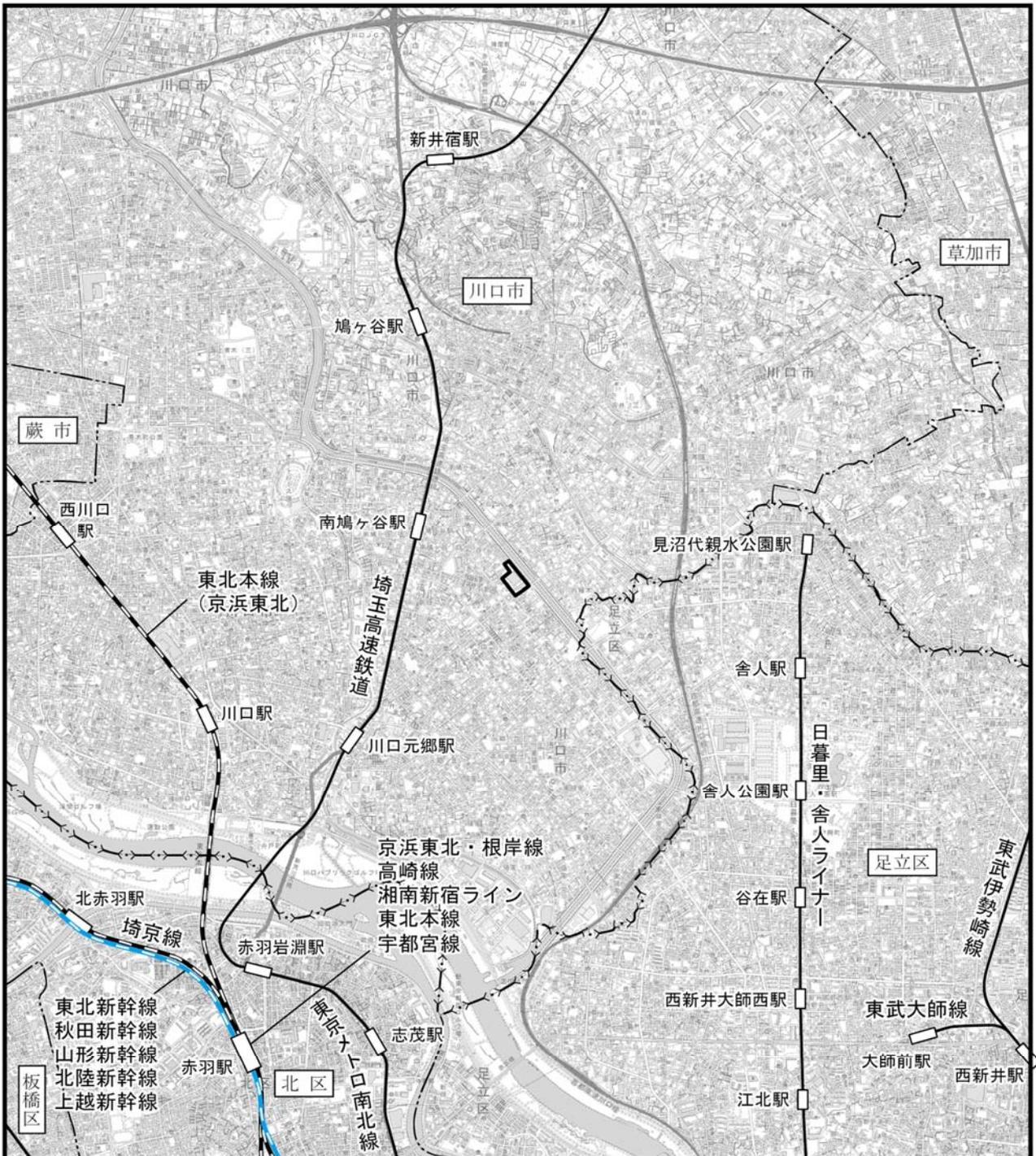
注1) ◎印は同一会社内の乗換え駅を示す。

2) 東京メトロ南北線、日暮里・舎人ライナー、東武大師線：同一会社内の乗り継ぎは除く。(ただし都営地下鉄内の乗り継ぎは含む)

3) 東武大師線：乗車人数は最新1年間の合計である。

出典：「令和元年(2019年)～令和5年(2023年)埼玉県統計年鑑」(令和6年7月閲覧、埼玉県)

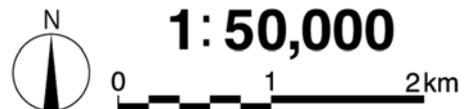
「平成30年(2018年)～令和4年(2022年)東京都統計年鑑」(令和6年7月閲覧、東京都)



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 都県界
- : 市界・区界
- : JR新幹線
- : JR線
- : 私鉄・地下鉄

図 3.1-7 鉄道の状況



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 2 万 5 千分の 1 を使用したものである。

### 3.1.5. 環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の状況

#### (1) 環境保全上配慮が必要な施設

対象事業実施区域及びその周囲の環境保全上配慮が必要な施設の状況は、表 3.1-12 及び図 3.1-8 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、幼稚園が 53 箇所、小学校が 73 箇所、中学校が 39 箇所、高等学校が 13 箇所、特別支援学校が 2 箇所、大学・短期大学が 2 箇所、専修学校・各種学校が 10 箇所、児童福祉施設が 222 箇所、社会福祉施設が 49 箇所、医療施設が 43 箇所、図書館が 18 箇所存在する。

表 3.1-12(1) 環境保全上配慮が必要な施設の状況（教育施設）

図面内 番号	区分	市区別	名称	所在地
1	幼稚園	川口市	舟戸幼稚園	舟戸町2番2
2			南平幼稚園	東領家1丁目16番19
3			川口文化幼稚園	幸町3丁目5番33
4			松葉幼稚園	領家2丁目14番11
5			西川口幼稚園	西川口3丁目34番5
6			小鳩幼稚園	東本郷1185番
7			松原幼稚園	大字安行領根岸2143番1
8			新郷松原幼稚園	東本郷709番3
9			共生幼稚園	飯塚2丁目9番4
10			川口アソカ幼稚園	青木4丁目20番13
11			ふじみ幼稚園	本前川2丁目12番15
12			翠ヶ丘幼稚園	大字安行慈林880番
13			青木錦生幼稚園	中青木4丁目6番25
14			小桜幼稚園	大字石神1340番
15			旭幼稚園	前野宿上野50番
16			安行東光幼稚園	安行原1625番
17			川口あけぼの幼稚園	領家元郷5丁目25番10
18			川口くるみ幼稚園	末広3丁目9番19
19			川口さかえ幼稚園	芝下3丁目21番31
20			赤芝幼稚園	赤芝新田540番1
21			しば幼稚園	芝下1丁目2番26
22			ゆりかご幼稚園	坂下町3丁目17番20
23			たちばな幼稚園	辻705番
24			みつわ幼稚園	八幡木1丁目16番11
25			やはぎ幼稚園	南鳩ヶ谷3丁目9番1
26			さと幼稚園	里1155番5
27			北川口幼稚園	道合1221番
28			川口南幼稚園	川口6丁目1番41

表 3.1-12(2) 環境保全上配慮が必要な施設の状況（教育施設）

図面内 番号	区分	市区別	名称	所在地	
29	幼稚園	草加市	草加藤幼稚園	松原4丁目4番2	
30			みのべ幼稚園	北谷2丁目31番1	
31			フラワー幼稚園	西町1005番1	
32		足立区	足立区	足立サレジオ幼稚園	江北3丁目40番27
33				足立つばめ幼稚園	古千谷本町1丁目9番18
34				足立みどり幼稚園	入谷2丁目7番14
35				江北さくら幼稚園	堀之内2丁目13番7
36				江北白百合幼稚園	江北6丁目1番5
37				佐藤幼稚園	西伊興1丁目12番28
38				鹿浜愛育幼稚園	鹿浜2丁目3番15
39				専念寺幼稚園	関原3丁目3番21
40				橘幼稚園	関原3丁目47番11
41				とねり伊藤幼稚園	舎人5丁目23番17
42				舎人幼稚園	古千谷本町2丁目12番18
43				西新井幼稚園	西新井本町1丁目17番20
44				はなぞの幼稚園	伊興1丁目16番24
45				福寿院幼稚園	伊興2丁目18番19
46				本行寺附属第二伊興幼稚園	東伊興4丁目11番3
47				満願寺幼稚園	栗原3丁目6番6
48				北区	北区
49		赤羽幼稚園	赤羽西1丁目36番1		
50		星美学園幼稚園	赤羽台4丁目2番14		
51		聖母の騎士幼稚園	赤羽2丁目1番12		
52		成立学園幼稚園	東十条6丁目17番10		
53		明照幼稚園	岩淵町2番8		
54		小学校	川口市	本町小学校	本町2丁目4番6
55				幸町小学校	幸町3丁目8番33
56				仲町小学校	西川口5丁目6番1
57				上青木小学校	上青木西3丁目8番25
58				元郷小学校	元郷6丁目2番1
59				飯塚小学校	飯塚2丁目11番1
60	新郷小学校			東本郷1313番	
61	神根小学校			道合1111番	
62	青木北小学校			西青木1丁目1番1	
63	領家小学校			領家3丁目14番1	
64	舟戸小学校			舟戸町2丁目1番	
65	十二月田小学校			朝日1丁目11番1	
66	飯仲小学校			南町2丁目3番1	
67	並木小学校			並木1丁目24番1	

表 3.1-12(3) 環境保全上配慮が必要な施設の状況（教育施設）

図面内 番号	区分	市区別	名称	所在地
68	小学校	川口市	安行小学校	安行原2020番
69			原町小学校	飯原町6番50
70			前川小学校	本前川2丁目11番1
71			青木中央小学校	中青木2丁目21番5
72			元郷南小学校	元郷2丁目15番20
73			朝日東小学校	朝日5丁目15番1
74			前川東小学校	前上町10丁目1番
75			新郷南小学校	江戸3丁目12番1
76			上青木南小学校	上青木1丁目6番43
77			根岸小学校	安行領根岸113番
78			新郷東小学校	峯361番
79			朝日西小学校	朝日4丁目17番12
80			慈林小学校	安行慈林356番
81			東本郷小学校	東本郷630番
82			東領家小学校	東領家3丁目5番9
83			安行東小学校	安行出羽4丁目1番1
84			鳩ヶ谷小学校	鳩ヶ谷本町1丁目6番3
85			中居小学校	南鳩ヶ谷2丁目1番1
86			辻小学校	南鳩ヶ谷7丁目22番1
87			里小学校	里645番1
88		桜町小学校	桜町2丁目12番10	
89		南鳩ヶ谷小学校	南鳩ヶ谷5丁目20番1	
90		草加市	新田小学校	旭町6丁目12番11
91			新里小学校	新里町759番
92			清門小学校	清門3丁目37番1
93			小山小学校	小山 2丁目8番1
94			両新田小学校	両新田西町55番
95		足立区	西新井小学校	西新井本町4丁目9番27
96			西新井第一小学校	西新井6丁目21番3
97			西新井第二小学校	西新井4丁目34番1
98	興本小学校		扇3丁目22番1	
99	関原小学校		関原3丁目38番3	
100	江北小学校		江北4丁目21番1	
101	鹿浜第一小学校		谷在家2丁目24番1	
102	舎人小学校		舎人1丁目25番32	
103	栗原小学校		西新井栄町2丁目10番18	
104	伊興小学校		伊興4丁目16番1	
105	東伊興小学校		東伊興1丁目4番15	
106	西伊興小学校	伊興2丁目6番1		

表 3.1-12(4) 環境保全上配慮が必要な施設の状況（教育施設）

図面内 番号	区分	市区別	名称	所在地		
107	小学校	足立区	古千谷小学校	古千谷本町4丁目12番16		
108			栗原北小学校	栗原4丁目25番9		
109			皿沼小学校	皿沼1丁目19番1		
110			舎人第一小学校	舎人6丁目4番1		
111			足立入谷小学校	入谷3丁目8番1		
112			鹿浜五色桜小学校	鹿浜4丁目20番22		
113			鹿浜未来小学校	鹿浜5丁目18番1		
114			北区	赤羽小学校	赤羽1丁目24番6	
115		岩淵小学校		岩淵町6番6		
116		第四岩淵小学校		赤羽3丁目24番23		
117		神谷小学校		神谷2丁目30番5		
118		稲田小学校		赤羽南2丁目23番24		
119		八幡小学校		赤羽台3丁目18番5		
120		浮間小学校		浮間3丁目4番27		
121		赤羽台西小学校		赤羽台2丁目1番34		
122		なでしこ小学校		志茂1丁目34番17		
123		袋小学校		赤羽北2丁目15番3		
124		桐ヶ丘郷小学校		桐ヶ丘1丁目10番23		
125		西が丘小学校		西が丘1丁目12番14		
126		星美学園小学校		赤羽台4丁目2番14		
127		中学校		川口市	東中学校	東本郷2丁目20番47
128					西中学校	宮町16番1
129					南中学校	舟戸町2番3
130					青木中学校	青木5丁目1番1
131					元郷中学校	東領家1丁目8番3
132			上青木中学校		上青木西3丁目9番1	
133	幸並中学校		西青木2丁目3番53			
134	十二月田中学校		朝日1丁目11番3			
135	安行中学校		安行原2221番			
136	芝東中学校		芝東町3番1			
137	芝西中学校 陽春分校		並木1丁目26番1			
138	岸川中学校		安行領根岸374番1			
139	榛松中学校		榛松2丁目10番1			
140	領家中学校		領家2丁目11番15			
141	安行東中学校		安行34番			
142	川口市立高等学校附属中学校		上青木3丁目1番40			
143	鳩ヶ谷中学校		鳩ヶ谷本町4丁目8番5			
144	八幡木中学校		八幡木1丁目26番1			
145	里中学校		里621番			

表 3.1-12(5) 環境保全上配慮が必要な施設の状況（教育施設）

図面内 番号	区分	市区別	名称	所在地
146	中学校	草加市	谷塚中学校	谷塚上町62番
147			花栗中学校	花栗4丁目15番12
148			両新田中学校	両新田西町368番1
149		足立区	第五中学校	西新井本町2丁目3番1
150			第七中学校	関原3丁目32番14
151			第十四中学校	西竹の塚1丁目8番1
152			西新井中学校	西新井7丁目22番1
153			入谷中学校	入谷3丁目6番1
154			伊興中学校	伊興5丁目17番1
155			扇中学校	扇3丁目18番14
156			加賀中学校	加賀2丁目25番22
157			入谷南中学校	入谷1丁目24番1
158			鹿浜菜の花中学校	江北7丁目17番11
159			江北桜中学校	江北1丁目17番1
160		北区	稲付中学校	赤羽西6丁目1番4
161			神谷中学校	神谷2丁目46番13
162			桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘2丁目6番11
163			赤羽岩淵中学校	赤羽2丁目6番18
164			サレジオン国際学園中学校	赤羽台4丁目2番14
165			成立学園中学校	東十条6丁目9番13
166	高等学校	川口市	川口高等学校	新井宿諏訪山963番
167			川口工業高等学校	南前川1丁目10番1
168			川口市立高等学校	上青木3丁目1番40
169		草加市	草加西高等学校	原町2丁目7-1
170			草加南高等学校	柳島町66番
171		足立区	足立西高等学校	江北5丁目7番1
172			足立新田高等学校	新田2丁目10番16
173			晴海総合高等学校	晴海1丁目2番1
174			足立工科高等学校	西新井4丁目30番1
175		北区	桐ヶ丘高等学校	赤羽北3丁目5番22
176			赤羽北桜高等学校	西が丘3丁目14番20
177			サレジオン国際学園高等学校	赤羽台4丁目2番14
178			成立学園高等学校	東十条6丁目9番13
179	特別支援 学校	川口市	川口特別支援学校	赤井1234番
180			川口特別支援学校鳩ヶ谷分校	大字里225番1
181	大学・ 短期大学	北区	東洋大学	赤羽台1丁目7番11
182			星美学園短期大学	赤羽台4丁目2番14
183	専修学校・ 各種学校	川口市	川口市立看護専門学校	新井宿 802番3
184			川口文化服装専門学校	幸町3丁目5番33

表 3.1-12(6) 環境保全上配慮が必要な施設の状況（教育施設）

図面内 番号	区分	市区別	名称	所在地
185	専修学校・ 各種学校	川口市	桔梗十字専修学校	栄町2丁目7番16
186			済生会川口看護専門学校	西川口6丁目9番7
187			日本産業専門学校	飯塚1丁目9番18
188		足立区	聖和看護専門学校	西新井5丁目42番7
189			東京女子医科大学看護専門学校	江北4丁目33番2
190			西新井看護専門学校	西新井本町1丁目12番23
191			博慈会高等看護学院	鹿浜2丁目1番15
192		北区	高島珠算学校	赤羽2丁目4番1

出典：「幼稚園一覧」（令和6年7月閲覧、川口市ホームページ）

「埼玉県学校便覧」（令和6年7月閲覧、埼玉県）

「埼玉県の私立学校一覧（令和6年4月1日現在）」（令和6年7月閲覧、埼玉県）

「私立専修学校一覧（令和6年4月1日現在）」（令和6年7月閲覧、埼玉県）

「私立幼稚園（令和5年5月現在）」（令和6年7月閲覧、東京都）

「令和5年度 公立学校統計調査報告書（東京都公立学校一覧）」（令和6年7月閲覧、東京都）

「私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の一覧（令和6年4月1日現在）」

（令和6年7月閲覧、東京都）

「東京都内の私立専修・各種学校一覧（令和6年4月現在）」（令和6年7月閲覧、東京都）

「大学・短期大学・高等専門学校・法人一覧（令和5年度）」（令和6年7月閲覧、文部科学省）

表 3.1-12(7) 環境保全上配慮が必要な施設の状況（児童福祉施設）

図面内 番号	区分	市区別	名称	所在地
1	認可 保育所	川口市	横曽根保育所	南町1丁目2番37
2			栄町保育所	栄町1丁目2番19
3			前川保育所	前川4丁目12番12
4			あさひ保育所	朝日1丁目13番3
5			上青木保育所	上青木5丁目5番55
6			南青木保育所	青木1丁目4番4
7			青木北保育所	西青木1丁目8番28
8			本町保育所	本町2丁目3番7
9			芝南保育所	芝中田2丁目3番1
10			仲町東保育所	仲町15番地15
11			朝日北保育所	朝日2丁目16番5
12			新郷保育所	東本郷1000番
13			神根保育所	西新井宿557番4
14			領家保育所	東領家3丁目1番8
15			並木南保育所	並木1丁目8番25
16			上青木西保育所	上青木西2丁目14番14
17			前川南保育所	南前川2丁目15番2
18			青木保育所	西青木3丁目5番4
19			安行保育所	安行慈林130番
20			朝日西保育所	朝日4丁目17番9
21			新郷峯保育所	峯1322番
22			根岸北保育所	安行領根岸886番1
23			桜保育所	桜町6丁目11番10
24			里保育所	里493番1
25			南鳩ヶ谷保育所	南鳩ヶ谷6丁目6番18
26			三ツ和保育所	南鳩ヶ谷1丁目4番17
27			川口駅前保育園	川口1丁目1番1キュポ・ラ8F
28			川口西保育園	川口5丁目12番9
29			並木東保育園	並木1丁目24番62
30			南平保育園	元郷1丁目31番7
31			安行東光保育園	安行原1361番
32			アケボノ保育園	元郷5丁目23番1
33			しいのみ保育園	前川2丁目39番7
34			レオ保育園川口	元郷2丁目15番44
35			カルチャー保育園	栄町2丁目7番5
36			赤芝保育園	赤山193番2
37			コンビプラザ川口東保育園	本町4丁目5番26カメラリアプラザ2F
38			川口こども園	安行領根岸1291番
39			ワールド保育園	元郷1丁目9番6

表 3.1-12(8) 環境保全上配慮が必要な施設の状況（児童福祉施設）

図面内 番号	区分	市区別	名称	所在地
40	認可 保育所	川口市	鳩笛保育園	東本郷1185番
41			あいう園	幸町3丁目10番16
42			川口リボンシティ保育園	並木元町1番65
43			ういず川口西口保育園	飯塚1丁目2番16川口ホームズ2F
44			おさなご園	朝日5丁目7番15
45			はとがや保育園	鳩ヶ谷本町1丁目6番10
46			いちご保育園	里1608番1
47			どんぐり保育園	三ツ和1丁目21番21
48			鳩ヶ谷めぐみ保育園	里1368番
49			マリア保育園	坂下町4丁目2番9
50			いちごみなみ保育園	南鳩ヶ谷5丁目1番8
51			バンビ保育園	鳩ヶ谷緑町2丁目17番5
52			ういず川口本町保育園	本町4丁目11番6
53			ういず川口東口保育園	栄町3丁目11番17クレール川口プラザ1F
54			まなびの森保育園川口	金山町12番1-101
55			ういず川口元郷駅前保育園	元郷1丁目4番21
56			太陽の子川口幸町保育園	幸町1丁目4番36
57			汽車ぽっぽ第2保育園	安行吉蔵334番1
58			かわぐちこころ保育園	安行出羽5丁目2番5
59			太陽の子南鳩ヶ谷駅前保育園	南鳩ヶ谷4丁目10番19
60			川口星の子保育園	新井宿25番3
61			みどりご園	弥平2丁目2番14
62			川口すみれ保育園	飯塚2丁目2番1ライオンズプラザ川口
63			保育所まあむ川口東口園	幸町3丁目8番46-203
64			川口まりーな保育園	八幡木2丁目1番17
65			西川口クマさん保育所	並木2丁目9番9
66			たいよう保育園中青木園	中青木4-11-1
67			いちごひがし保育園	里712番3
68			みらい保育園	西川口1丁目39番5
69			バンビ保育園あさひ	朝日1丁目26番7
70			川口きらら保育園	本町1丁目7番5
71			KIDSONE OHANA川口	川口2丁目9番14
72			元郷まりーな保育園	弥平1丁目9番7
73			キッズランド川口金山町園	金山町12番1サウスゲートタワー103-3
74			あおい保育園	榛松1丁目8番12
75			川口青木おおぞら保育園	青木3丁目2番23
76			彩の実保育園	本町2丁目4番21
77			スキップ川口保育園	芝中田2丁目35番10

表 3.1-12(9) 環境保全上配慮が必要な施設の状況（児童福祉施設）

図面内 番号	区分	市区別	名称	所在地
78	認可 保育所	川口市	正光寺保育園鳩ヶ谷園	鳩ヶ谷本町3丁目21番8
79			はちまんぎ保育園	八幡木1丁目17番2
80			川口アイ保育園	川口6丁目5番16
81			ふるーる保育園川口本町	本町4丁目16番14
82			かわぐち杜の保育園	西川口1丁目24番2 日神パレス西川口201号室
83			はなにこ保育園	本町3丁目3番15シミュレーINAGAKI1階
84			さくらそう保育園元郷	元郷1丁目21番13
85			アルタキッズ鳩ヶ谷園	大字里365番2
86			みずほ保育園川口里	大字里511番1
87			川口安行まりーな保育園	安行出羽1丁目12番10
88			いろは園	幸町3丁目10番16-1F
89			鳩ヶ谷キッズランド	坂下町1丁目14番17
90			プリスクレール・ディゾ・アンジェ 安行藤八	安行189番
91			KIDS ONE 川口	飯塚1丁目3番6
92			西青木クマさん保育所	西青木3丁目3番3
93			ひふみ保育園	本町3丁目9番21
94			ドルフィン・キッズ保育園川口	青木5丁目10番12
95			たいよう保育園川口本町園	本町4丁目8番3
96			なぎさ川口宮町保育園	宮町8番10
97			ミラッツ川口保育園	川口6-3-13
98		コマームナーサリー樹モール	栄町3丁目13番1樹モールプラザ201	
99		コマームナーサリー本町	本町3丁目6番30	
100		草加市	やなぎしま保育園	柳島町130番
101			しんぜん保育園	新善町433番4
102			こやま保育園	小山1丁目19番1
103			やつかかみ保育園	谷塚上町219番1
104			めえめえこやぎこども園	北谷3丁目36番17
105			にっさとの森保育園	新里町1148番1
106			けやきの森保育園西町	西町475番1
107			優優保育園やつか	谷塚上町692番1
108			にっさとの風保育園	新里1498番3
109		足立区	伊興大境保育園	西竹の塚1丁目10番5-101
110			伊興保育園	伊興4丁目11番25
111			いりや第二保育園	舎人6丁目11番2-101
112			いりや第一保育園	舎人6丁目12番5-101
113			加賀保育園	加賀2丁目31番5-101
114			谷在家保育園	谷在家3丁目22番10-101

表 3.1-12(10) 環境保全上配慮が必要な施設の状況（児童福祉施設）

図面内 番号	区分	市区別	名称	所在地
115	認可 保育所	足立区	新田さくら保育園	新田1丁目14番12-101
116			新田わかば保育園	新田3丁目8番20
117			上沼田保育園	江北4丁目17番20-101
118			第三上沼田保育園	江北7丁目12番3-101
119			興本保育園	扇3丁目24番14
120			伊興すみれ保育園	東伊興3丁目3番4
121			アスク舎人駅前保育園	舎人1丁目13番4
122			聖保育園	舎人1丁目3番13
123			アスクとねり保育園	舎人5丁目1番3
124			西新井保育園	西新井2丁目21番2
125			ういず西新井保育園	西新井3丁目13番15
126			アスク西新井保育園	西新井4丁目18番7
127			清水保育園	西新井4丁目2番1
128			i-保育園	西新井4丁目28番7
129			愛恵保育園にしあらい	西新井6丁目26番11
130			栗原つくし保育園	栗原1丁目14番18
131			くりはら愛育保育園	栗原4丁目6番7
132			いづみ保育園	西新井栄町1丁目15番10
133			西新井きらきら保育園	西新井栄町1丁目18番14
134			ちゃいれつく西新井駅前保育園	西新井栄町2丁目3番7
135			西新井教会保育園	西新井本町1丁目22番5
136			西新井聖華保育園	西新井本町2丁目4番24
137			興野保育園	西新井本町4丁目19番23
138			たんぼぼ保育所西新井南園	関原3丁目31番6
139			SAKURA保育園谷在家	谷在家2丁目14番13
140			太陽保育園	鹿浜5丁目28番18
141			新田保育園	新田2丁目1番10
142			保育園ヴィラ・ココロット	新田2丁目1番13
143			ココロット保育園	新田3丁目35番22
144			江北保育園	江北3丁目17番4
145			にじいろ保育園江北	江北4丁目25番24
146			江北すきっぷ保育園	江北4丁目28番4
147			足立このみ保育園	江北6丁目29番9
148	北区	清水坂保育園	中十条4丁目16番27	
149		志茂南保育園	志茂1丁目4番4	
150		志茂保育園	志茂4丁目44番1	
151		志茂北保育園	志茂5丁目21番2-101	
152		神谷北つぼみ保育園	神谷2丁目42番4	
153		赤羽保育園	赤羽南1丁目16番2-101	

表 3.1-12(11) 環境保全上配慮が必要な施設の状況（児童福祉施設）

図面内 番号	区分	市区別	名称	所在地
154	認可 保育所	北区	岩淵保育園	赤羽3丁目23番7
155			浮間さくら草保育園	浮間1丁目1番2
156			浮間保育園	浮間1丁目9番3-101
157			浮間東保育園	浮間3丁目34番1-101
158			赤羽北保育園	赤羽北1丁目5番5
159			袋保育園	赤羽北2丁目15番2-101
160			赤羽台保育園	赤羽台1丁目4番11-105
161			桐ヶ丘保育園	桐ヶ丘1丁目3番9-101
162			赤羽西保育園	赤羽西4丁目42番9
163			桐ヶ丘南保育園	赤羽西5丁目5番7-101
164			グローバルキッズ コトニア赤羽園	中十条4丁目17番1
165			にじいろ保育園志茂	志茂1丁目19番11
166			つちっこ保育園	志茂3丁目11番6
167			グローバルキッズ志茂第二	志茂3丁目12番3
168			グローバルキッズ志茂保育園	志茂3丁目45番6
169			神谷保育園	神谷2丁目36番8
170			ぼけっとランド赤羽保育園	赤羽2丁目57番9
171			うきま絆第二保育園	浮間3丁目1番55河野ビル2階
172			北赤羽せせらぎ保育園	赤羽北2丁目14番13
173			赤羽北のぞみ保育園	赤羽北3丁目6番10
174	法善寺保育園	赤羽台3丁目24番2		
175	日の基保育園	桐ヶ丘1丁目21番41		
176	LIFE SCHOOL 桐ヶ丘 こどものもり	桐ヶ丘1丁目7番17		
177	フレール西が丘みらい園	赤羽西6丁目2番20		
178	認可外 保育所	川口市	リトルビーンズ	西青木4丁目1番3サンキョービル
179			キッズルーム 親こっ子プラス	幸町2丁目12番24オーベル川口105
180			たいよう保育園 West	上青木西4丁目18番6
181			プチ保育室きつずるーむJUN	中青木1丁目7番24-102
182			ママズスマイル川口店	幸町2丁目15番2金杉ビル2F
183			キッズスペース保育園	坂下町1丁目8番16モンパルテ203・204
184			さくらんぼ保育園	幸町2丁目15番11-201
185			西川口駅前保育園	並木3丁目15番30
186			ブリティッシュカルチャー アカデミー	本町2丁目2番15クレール川口1F
187	認証 保育所	足立区	なのはな共同保育所	栗原3丁目9番2-102号室
188			チェリッシュ西新井	西新井6丁目29番5
189			たんぼぼ保育所竹の塚園	伊興1丁目1番1
190			舎人保育園	古千谷本町2丁目14番22
191			ぼんだ保育園	伊興本町1丁目4番3
192			ぼけっとランド千住曙町	千住曙町16番5

表 3.1-12(12) 環境保全上配慮が必要な施設の状況（児童福祉施設）

図面内 番号	区分	市区別	名称	所在地
193	認証 保育所	足立区	千住大橋駅クローバー保育園	千住橋戸町8番2
194			さくらんぼ保育園	綾瀬5丁目17番9
195			未来っ子保育園	西新井栄町2丁目27番9
196			おおぞら会おおぞら保育園	鹿浜4丁目13番8
197		北区	メリーポピンズ赤羽ルーム	北区赤羽3-22-6岩井マンション1階
198			ぼけっとランド北赤羽	北区赤羽北2丁目1番15トリアード2階
199	児童館・子ども 関連施設等	川口市	南平児童センター	末広3丁目7番21
200			鳩ヶ谷こども館	鳩ヶ谷本町1-12-19-1F
201		草加市	松原児童青少年交流センター	松原4丁目4番3
202		足立区	東伊興住区センター 児童館	東伊興1丁目5番22
203			伊興児童館	伊興5丁目22番13
204			西伊興児童館	西伊興1丁目12番12
205			舎人児童館	舎人1丁目3番26
206			入谷児童館	舎人6丁目12番4-101
207			西新井児童館	西新井7丁目19番6
208			栗原北児童館	栗原4丁目19番15
209			西新井栄町児童館	西新井栄町3丁目1番6-101
210			西新井本町児童館	西新井本町2丁目30番37
211			加賀児童館	加賀2丁目31番6-101
212			鹿浜いきいき館児童館	鹿浜2丁目24番2
213			鹿浜児童館	鹿浜6丁目8番1
214			押皿谷児童館	鹿浜8丁目27番15
215			新田児童館	新田2丁目2番2
216		北区	志茂子ども交流館	志茂5丁目18番3
217			神谷子どもセンター	神谷3丁目35番17
218			赤羽児童館	赤羽南1丁目16番1-101
219			赤羽北児童館	赤羽北1丁目5番5
220			袋児童館	赤羽北3丁目7番2-101
221	桐ヶ丘児童館		桐ヶ丘1丁目16番27-102	
222	赤羽西児童館		赤羽西4丁目42番9	

出典：「認可保育所一覧（令和6年5月1日現在）」（令和6年7月閲覧、埼玉県）

「児童館・児童センター一覧（令和6年5月1日現在）」（令和6年7月閲覧、埼玉県）

「認可保育所」（令和6年7月閲覧、東京都）

「認証保育所一覧」（令和6年7月閲覧、東京都）

「認可外保育施設の一覧」（令和6年7月閲覧、川口市）

「令和6年度（2024年度）版情報提供シート（保育所・幼稚園等）」

（令和6年7月閲覧、草加市ホームページ）

「児童センター・こども館」（令和6年7月閲覧、川口市ホームページ）

「児童福祉施設等」（令和6年7月閲覧、東京都）

表 3.1-12(13) 環境保全上配慮が必要な施設の状況（社会福祉施設）

図面内 番号	区分	市区別	名称	所在地
1	社会福祉施設	川口市	さざんかの郷	新井宿824番
2			ひかり苑	坂下町4丁目16番3
3			川口市特別養護老人ホーム サンテピア	赤井1055番
4			ベルホーム	辻958番
5			リバー・イン	上青木5丁目5番8
6			和楽苑	安行領家506番15
7			春輝苑	青木3丁目20番15
8			川口シニアセンター	大字西新井宿1216番6
9			川口しあわせの里	安行領根岸字原山3763番
10			春香苑	未広3丁目3番30
11			川口キングス・ガーデン	赤芝新田525番1
12			川口かがやきの里	西新井宿字北田1065番1
13			かわぐち翔裕園	大字赤芝新田114番1
14			マッシーテラス	芝下1丁目1番36
15			親光	大字西新井宿931番
16			くすのき	原町4番5
17			タムスさくらの杜 川口	神戸539番5
18			さくらの里	大字峯888番1
19			みちあい	大字道合字八本木874番4
20			かわぐちロイヤルの園	大字西立野字大宝48番
21			悠久の栖	道合字八本木937番1
22			タムスさくらの杜 道合	道合1318番1
23			川口ほほえみの里	大字西新井宿字北田980番
24			とわの郷	大字赤山76番1
25			第二川口シニアセンター	大字西新井宿字ト傳1193番1
26			第2春香苑	未広3丁目4番13
27			香の里	安行小山456番
28			孝の季苑	青木5丁目17番23
29			カーサ・川口	前野宿1番1
30			タムスさくらの杜 新井宿	新井宿250番1
31		草加市	草加園	苗塚町200番2
32			草加キングス・ガーデン	遊馬町185番
33			プレミアム草加南	柳島町890番4
34			いろは	両新田西町151番2
35			ラスール草加	原町1丁目11番1

表 3.1-12(14) 環境保全上配慮が必要な施設の状況（社会福祉施設）

図面内 番号	区分	市区別	名称	所在地
36	社会福祉施設	足立区	ウエルガーデン伊興園	伊興3丁目7番4
37			紫磨園	入谷3丁目3番6
38			足立翔裕園	入谷9丁目15番18
39			グレイスホーム	西新井本町4丁目13番16
40			ル・ソラリオン西新井	西新井3丁目14番3
41			さくら	皿沼2丁目8番8
42			ハピネスあだち	江北3丁目14番1
43			ピオーネ西新井	西新井1丁目33番15
44			古千谷苑	古千谷本町1丁目3番19
45			介護老人福祉施設ケアホーム足立	入谷1丁目8番15
46			新田楽生苑	新田1丁目21番20
47		北区	北区立特別養護老人ホーム 桐ヶ丘やまぶき荘	桐ヶ丘1丁目16番26
48			みずべの苑	志茂3丁目6番5
49			赤羽北さくら荘	赤羽北3丁目6番10

出典：「特別養護老人ホーム（令和6年7月1日現在）」（令和6年7月閲覧、埼玉県）

「特別養護老人ホーム一覧（令和6年6月1日現在）」（令和6年7月閲覧、東京都）

表 3.1-12(15) 環境保全上配慮が必要な施設の状況（医療施設・図書館）

図面内 番号	区分	市区別	名称	所在地
1	医療施設	川口市	川口市立医療センター	西新井宿180番
2			川口総合病院	西川口5丁目11番5
3			川口工業総合病院	青木1丁目18番15
4			川口病院	西川口6丁目17番34
5			益子病院	芝中田2丁目48番6
6			齋藤記念病院	並木4丁目6番6
7			武南病院	東本郷2026番
8			寿康会病院	西青木2丁目15番10
9			上野病院	西青木1丁目9番30
10			千葉外科内科病院	原町4番41
11			川口誠和病院	江戸3丁目35番46
12			河合病院	領家3丁目6番7
13			川口さくら病院	神戸258番1
14			鳩ヶ谷中央病院	桜町6丁目12番55
15			はとがや病院	坂下町4丁目16番26
16			埼玉厚生病院	南鳩ヶ谷6丁目5番5
17			かわぐち心臓呼吸器病院	前川1丁目1番51
18		足立区	大石記念病院	西新井本町2丁目23番1
19			大内病院	西新井5丁目41番1
20			敬仁病院	新田2丁目18番6
21			慈英会病院	西新井栄町2丁目8番6
22			苑田第三病院	伊興本町2丁目5番10
23			第二洪誠病院	栗原4丁目11番1
24			長寿リハビリセンター病院	鹿浜5丁目13番7
25			東京洪誠病院	西新井栄町1丁目17番25
26			東京女子医科大学付属 足立医療センター	江北4丁目33番1
27			東京北部病院	江北6丁目24番6
28			西新井病院	西新井本町1丁目12番12
29			博慈会記念総合病院	鹿浜5丁目11番1
30			福寿会舎人病院	谷在家1丁目8番14
31			平成扇病院	扇3丁目26番5
32			水野記念病院	西新井6丁目32番10
33			水野記念リハビリテーション病院	西新井5丁目5番5
34			足立江北メディカルクリニック	江北4丁目28番27
35			待木医院	西竹の塚2丁目13番17

表 3.1-12(16) 環境保全上配慮が必要な施設の状況（医療施設・図書館）

図面内 番号	区分	市区別	名称	所在地
36	医療施設	北区	赤羽岩淵病院	赤羽2丁目64番13
37			浅羽中央総合病院	志茂1丁目19番14
38			赤羽東口病院	赤羽1丁目38番5
39			赤羽病院	赤羽2丁目2番1
40			赤羽リハビリテーション病院	赤羽西6丁目37番12
41			浮間中央病院	赤羽北2丁目21番19
42			大橋病院	桐ヶ丘1丁目22番1
43			東京北医療センター	赤羽台4丁目17番56
44			図書館	川口市
45	前川図書館	前川3丁目4番27		
46	新郷図書館	東本郷1688番		
47	横曽根図書館	仲町10番16		
48	鳩ヶ谷図書館	坂下町3丁目16番6		
49	南鳩ヶ谷文庫	南鳩ヶ谷5丁目13番7 (南鳩ヶ谷公民館内)		
50	草加市	新里文化センター図書室		
51		新田西文化センター図書室		清門3丁目49番1
52	足立区	伊興図書館		伊興2丁目4番22伊興地域学習センター内
53		江北図書館		江北3丁目39番4江北地域学習センター内
54		鹿浜図書館		鹿浜6丁目8番1鹿浜地域学習センター内
55		新田コミュニティ図書館		新田2丁目2番2新田地域学習センター内
56		舎人図書館		舎人1丁目3番26舎人地域学習センター内
57	北区	赤羽図書館		赤羽南1丁目13番1 赤羽会館5階
58		浮間図書館		浮間4丁目29番32 浮間中学校複合施設1階
59		赤羽西図書館		赤羽西5丁目7番5 赤羽西福祉作業所3階
60		赤羽北図書館		赤羽北1丁目18番1-111 集合住宅1階部分
61		神谷図書館		神谷3丁目35番17 神谷区民センター1階

出典：「病院・救急診療所名簿」（令和6年7月閲覧、埼玉県ホームページ）

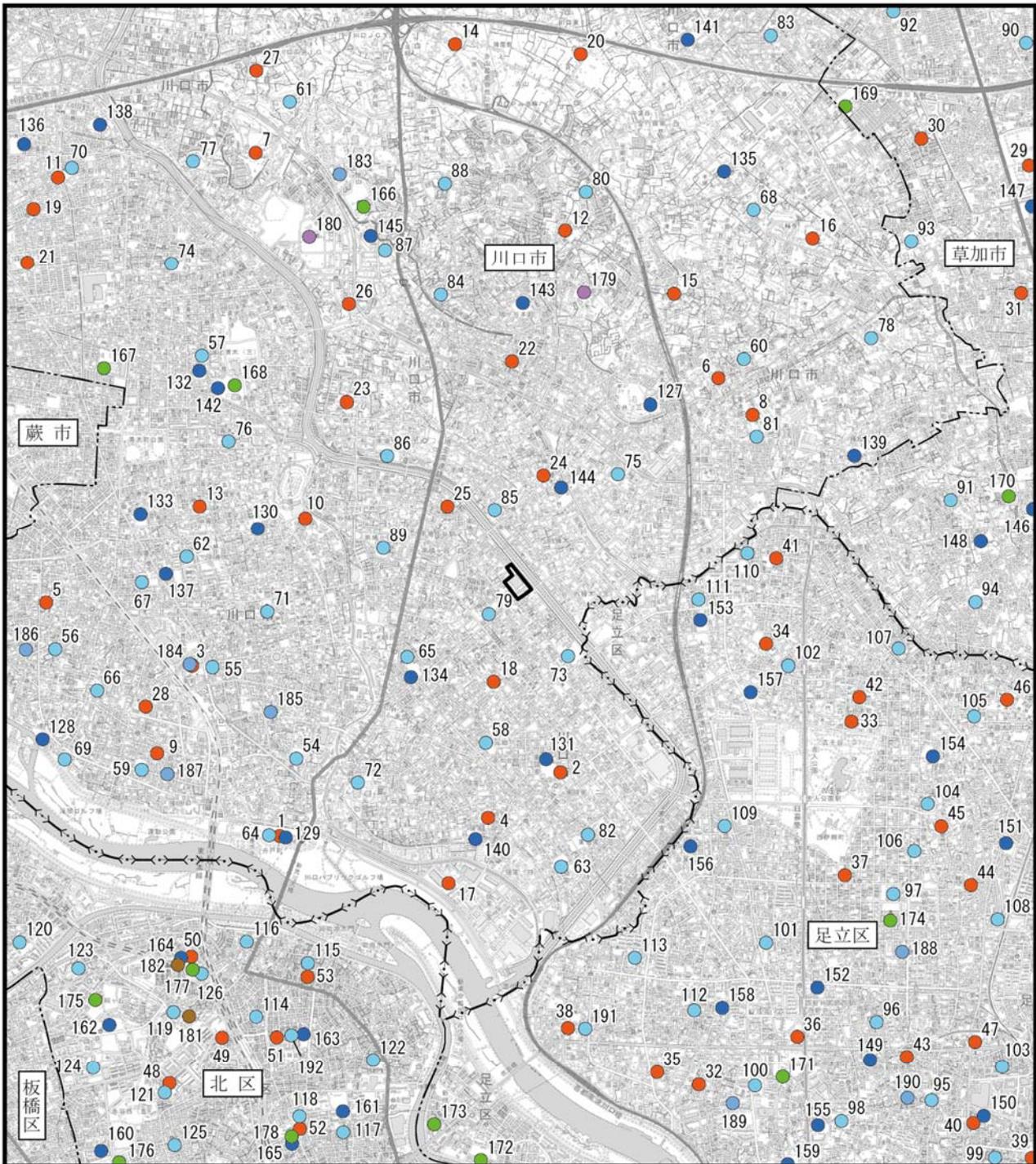
「医療機関名簿 令和5年」（令和5年12月、東京都）

「全館一覧」（令和6年7月閲覧、川口市立図書館ホームページ）

「施設案内」（令和6年7月閲覧、草加市立中央図書館ホームページ）

「図書館」（令和6年7月閲覧、足立区ホームページ）

「北区立図書館一覧」（令和6年7月閲覧、北区立図書館ホームページ）



**凡 例**

- : 対象事業実施区域
- : 都県界
- : 市界・区界

図 3.1-8(1) 環境保全上配慮が必要な施設の状況(学校等)

- : 幼稚園
- : 小学校
- : 中学校
- : 高等学校
- : 特別支援学校
- : 専修学校・各種学校
- : 大学・短期大学

出典：

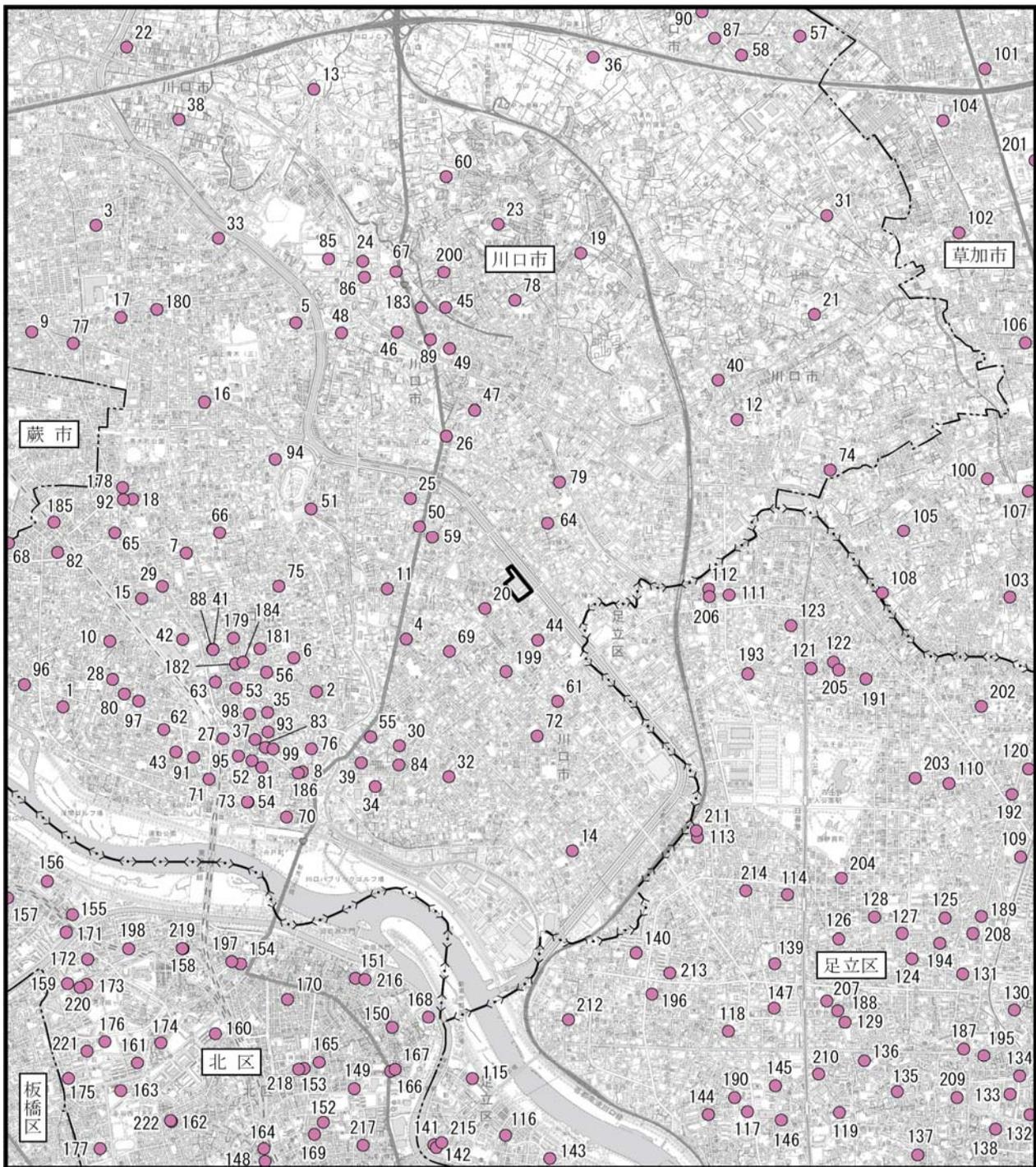
- 「私立幼稚園（令和5年5月現在）」（令和6年7月閲覧、東京都生活文化スポーツ局）
- 「令和5年度 公立学校統計調査報告書（東京都公立学校一覧）」（令和6年7月閲覧、東京都教育委員会）
- 「私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の一覧（令和6年4月1日現在）」（令和6年7月閲覧、東京都生活文化スポーツ局）
- 「大学・短期大学・高等専門学校・法人一覧（令和5年度）」（令和6年7月閲覧、文部科学省）
- 「東京都内の私立専修・各種学校一覧（令和6年4月現在）」（令和6年7月閲覧、東京都生活文化スポーツ局）
- 「幼稚園一覧」（令和6年7月閲覧、川口市ホームページ）
- 「埼玉県学校便覧」（令和6年7月閲覧、埼玉県）
- 「私立専修学校一覧（令和6年4月1日現在）」（令和6年7月閲覧、埼玉県）
- 「埼玉県の私立学校一覧（令和6年4月1日現在）」（令和6年7月閲覧、埼玉県）



**1:50,000**

0 1 2km

この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。



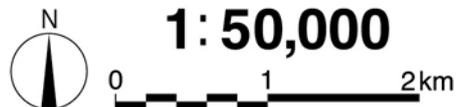
凡 例

図 3.1-8(2) 環境保全上配慮が必要な施設の状況(児童福祉施設)

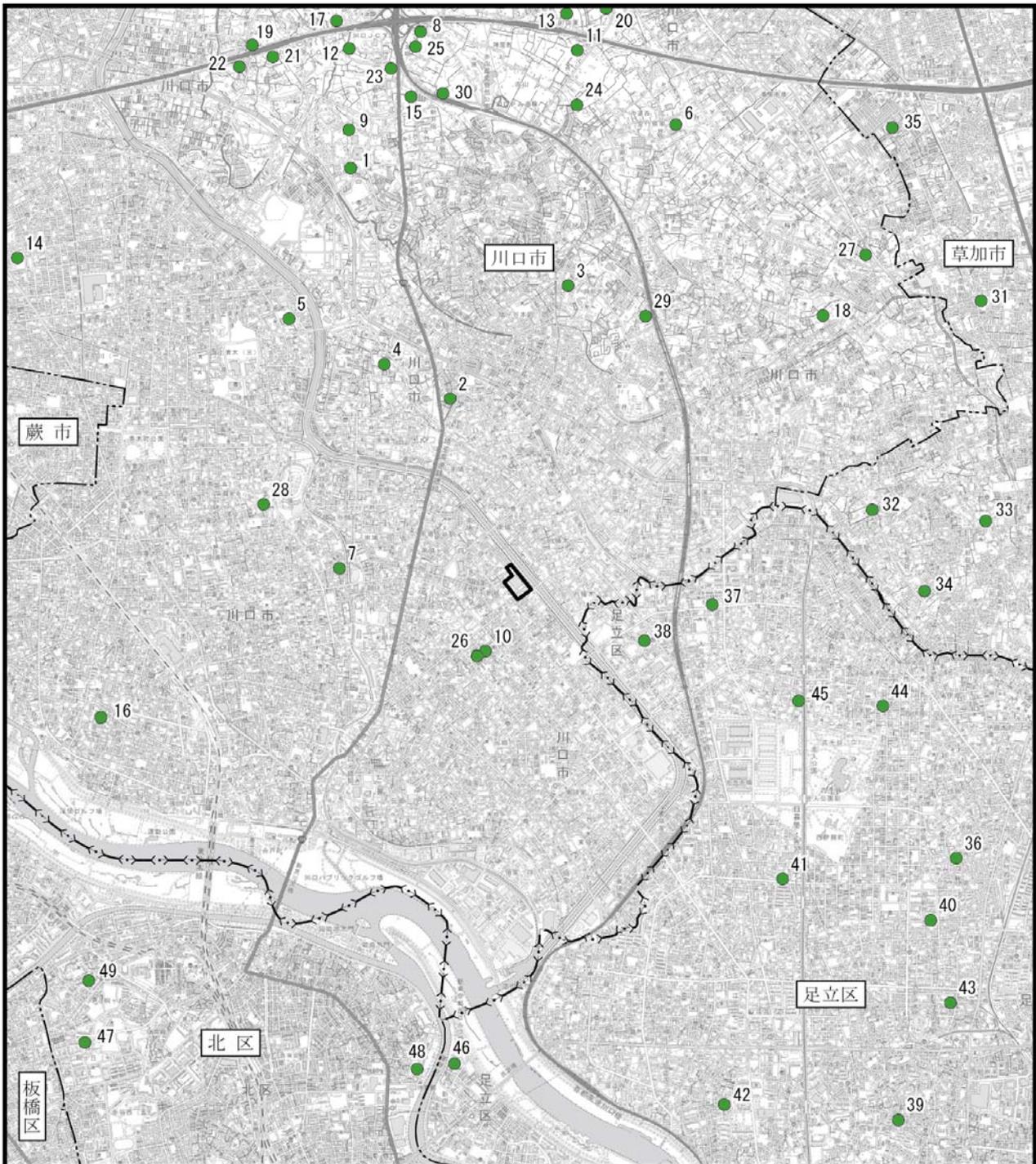
: 対象事業実施区域  
 <->->-> : 都県界  
 - - - - : 市界・区界  
 ● : 児童福祉施設

出典：

- 「認可保育所一覧（令和6年5月1日現在）」（令和6年7月閲覧、埼玉県）
- 「児童館・児童センター一覧（令和6年5月1日現在）」（令和6年7月閲覧、埼玉県）
- 「認可保育所」（令和6年7月閲覧、東京都）
- 「認証保育所一覧」（令和6年7月閲覧、東京都）
- 「認可外保育施設の一覧」（令和6年7月閲覧、川口市）
- 「令和6年度（2024年度）版情報提供シート（保育所・幼稚園等）」（令和6年7月閲覧、草加市ホームページ）
- 「児童センター・こども館」（令和6年7月閲覧、川口市ホームページ）
- 「児童福祉施設等」（令和6年7月閲覧、東京都）



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。



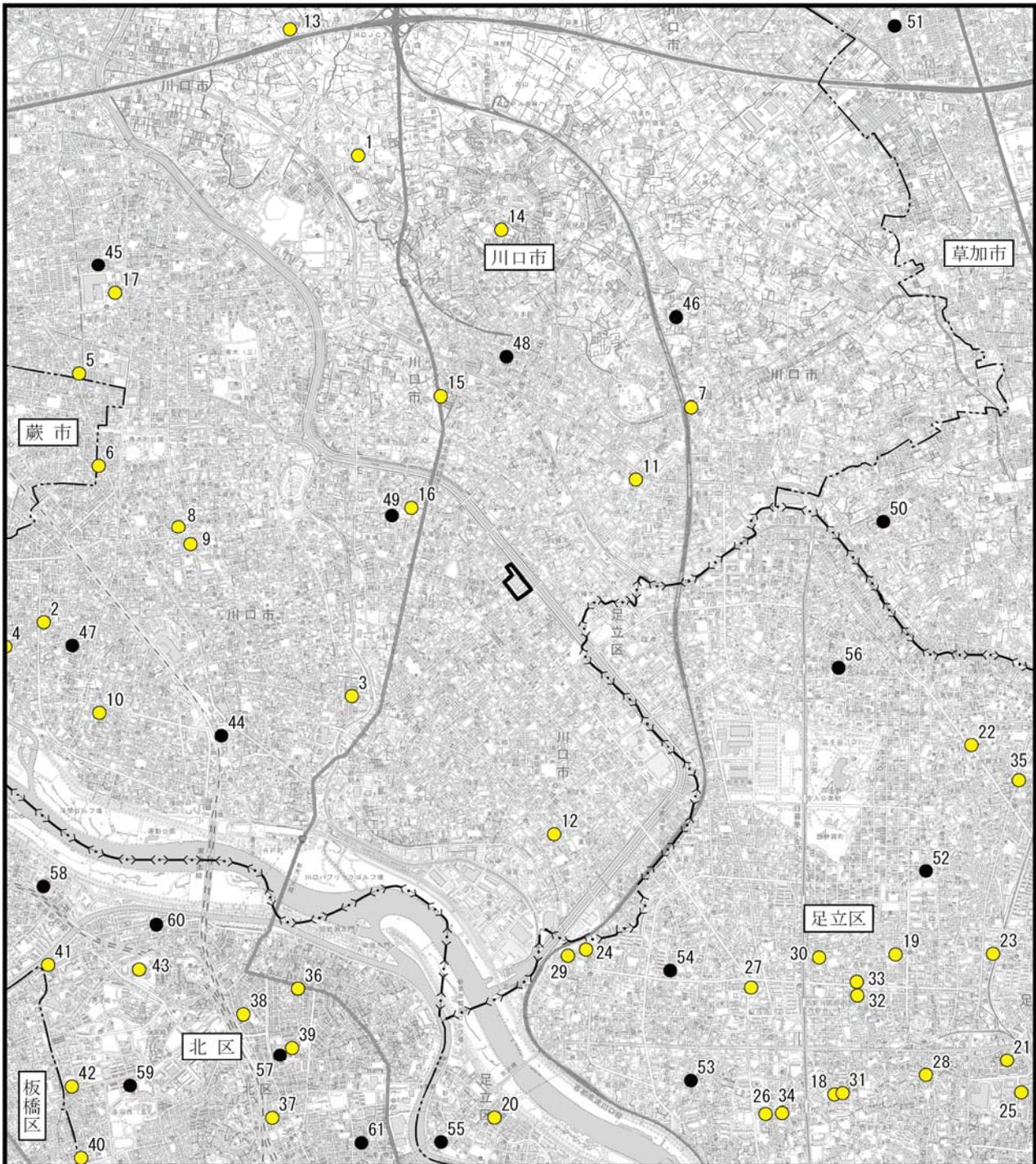
凡 例 図 3.1-8(3) 環境保全上配慮が必要な施設の状況(社会福祉施設)

- : 対象事業実施区域
- : 都県界
- : 市界・区界
- : 老人福祉施設

出典：  
「特別養護老人ホーム（令和6年7月1日現在）」  
（令和6年7月閲覧、埼玉県）  
「特別養護老人ホーム一覧（令和6年6月1日現在）」  
（令和6年7月閲覧、東京都）



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

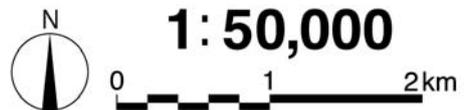


凡例 図 3.1-8(4) 環境保全上配慮が必要な施設の状況(医療施設・図書館)

- : 対象事業実施区域
- : 都県界
- : 市界・区界
- : 医療施設
- : 図書館

出典：

- 「病院・救急診療所名簿」(令和6年7月閲覧、埼玉県ホームページ)
- 「医療機関名簿 令和5年」(令和5年12月、東京都)
- 「全館一覧」(令和6年7月閲覧、川口市立図書館ホームページ)
- 「施設案内」(令和6年7月閲覧、草加市立中央図書館ホームページ)
- 「図書館」(令和6年7月閲覧、足立区ホームページ)
- 「北区立図書館一覧」(令和6年7月閲覧、北区立図書館ホームページ)



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

## (2) 環境保全上配慮が必要な施設

環境保全上配慮が必要な住宅としては、「都市計画法」(昭和43年、法律第100号)第9条において良好な住環境を保護するために定められた地域として、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域があげられる。

対象事業実施区域及びその周囲の都市計画法に基づく用途地域の指定状況は、図3.1-4に示すとおりであり、対象事業実施区域の北側は第一種住居地域、西側は第二種住居地域となっている。

また、対象事業実施区域及びその周囲における住宅等の分布状況は、図3.1-9に示すとおりである。

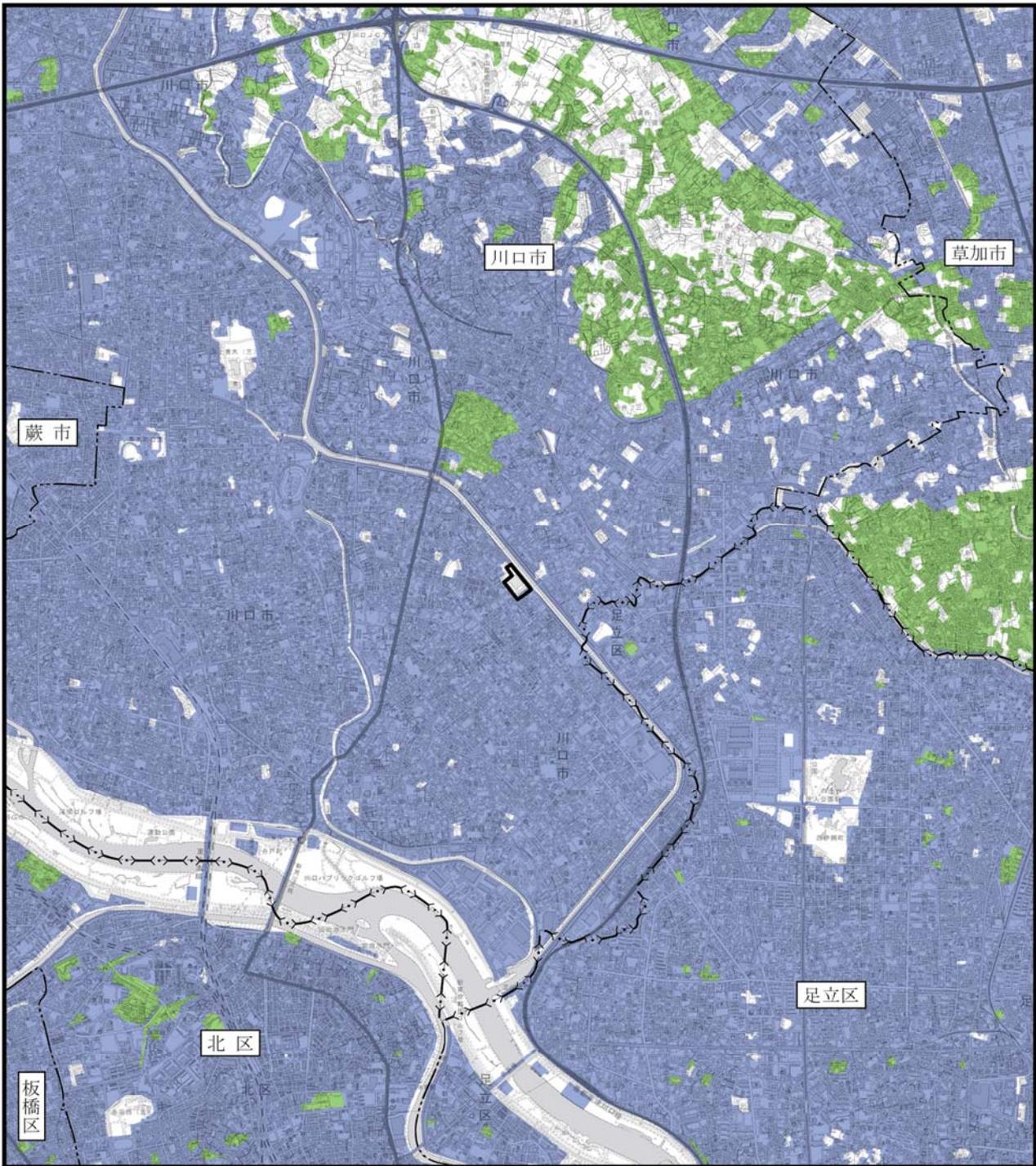


図 3.1-9 住宅等の分布状況

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 都県界
- : 市界・区界
- : 緑の多い住宅地
- : 市街地等

出典：  
「植生調査(1/2.5万) 都道府県別一覧」(令和6年7月閲覧、環境省)  
を加工して作成



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

### 3.1.6. 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況

#### (1) 下水道

対象事業実施区域及びその周囲における、令和4年度末の公共下水道整備状況は、表3.1-13に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する川口市における公共下水道普及率は88.5%であり、草加市の公共下水道普及率は98.1%、足立区及び北区における公共下水道普及率は100%である。

表 3.1-13 公共下水道整備状況（令和4年度）

市名	行政人口(人) <sup>注1)</sup>	処理人口(人)	普及率(%)
川口市	604,894	535,288	88.5
草加市	250,977	246,132	98.1
足立区	691,372	687,915	100 <sup>注2)</sup>
北区	355,170	355,170	100.0

注1) 行政人口は、令和5年3月末日時点の住民基本台帳人口である。

2) 100%概成（99.5%以上普及している状況）を示す。

出典：「公共下水道整備状況一覧表」（令和6年7月閲覧、埼玉県）

「東京都統計年鑑 令和4年」（令和6年7月閲覧、東京都の統計）

#### (2) し尿処理

##### 1) 水洗化状況

対象事業実施区域及びその周囲における令和4年度の水洗化状況は、表3.1-14に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する川口市及び草加市の水洗化率は99.7%である。また、足立区及び北区の水洗化率は100%である。

表 3.1-14 水洗化状況（令和4年度）

市名	総人口 (人)	水洗化人口(人)			水洗 化率 (%)	非洗浄人口(人)			非洗浄 化率 (%)
		公共 下水道	浄化槽	計		計画 収集	自家 処理	計	
川口市	605,013	504,436	98,854	603,290	99.7	1,723	0	1,723	0.3
草加市	251,132	233,349	17,034	250,383	99.7	749	0	749	0.3
足立区	690,448	690,035	129	690,164	100.0	284	0	284	0.0
北区	353,811	353,736	70	353,806	100.0	5	0	5	0.0

出典：「令和4年度調査結果 処理状況」（令和6年7月閲覧、環境省廃棄物処理技術情報）

## 2) し尿・浄化槽汚泥処理量

対象事業実施区域及びその周囲における令和4年度のし尿・浄化槽汚泥処理量及びし尿収集量は、表3.1-15に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する川口市における総処理量は、35,488kLであり、草加市における総処理量は7,208kLである。また、足立区のし尿収集量は235kL、北区のし尿収集量は8kLである。

表 3.1-15(1) し尿・浄化槽汚泥処理量（令和4年度）（埼玉県・東京都23区）

単位：kL

市名	し尿処理量									
	汲み取りし尿					浄化槽汚泥				自家 処理量
	合計	処理施設 の処理量	下水道 投入量	その他	合計	処理施設 の処理量	下水道 投入量	その他		
川口市	35,488	3,185	3,185	0	0	32,303	32,303	0	0	0
草加市	7,208	1,058	1,058	0	0	6,150	6,150	0	0	0
東京都23区	14,083	867	867	0	0	13,216	13,216	0	0	0

出典：「令和4年度調査結果 処理状況」（令和6年7月閲覧、環境省廃棄物処理技術情報）

表 3.1-15(2) し尿収集量（令和4年度）（東京都）

区名	便所戸数（戸）	収集量（kL）
足立区	140	235
北区	7	8

注）各区が収集した収集量を示す。

出典：「清掃事業年報（東京都23区）令和4年度」

（令和5年8月、東京都二十三区清掃一部事務組合）

### (3) ごみ処理

#### 1) 関係市のごみ排出量

対象事業実施区域及びその周囲における令和4年度のごみ排出量は表3.1-16に、過去5年間のごみ排出量の推移は、図3.1-10に示すとおりである。

川口市のごみ排出量は175,567tであり、内訳は収集ごみ量が155,336t、直接搬入量が9,852t、集団回収量が10,379tである。

草加市のごみ排出量は71,737tであり、内訳は収集ごみ量が67,940t、直接搬入量が587t、集団回収量が3,210tである。

足立区のごみ総排出量は134,841tであり、内訳は区収集ごみ量が125,805t、直接搬入量が1,285t、集団回収量が7,750tである。

令和4年度の搬入量と令和3年度の集団回収量から算出した北区のごみ総排出量は67,217tであり、内訳は区収集ごみ量が61,447t、直接搬入量が382t、集団回収量が5,388tである。

表 3.1-16 ごみ排出量（令和4年度）

単位：t

市名	総排出量				
		総搬入量			集団回収量
		収集ごみ量	直接搬入量		
川口市	175,567	165,188	155,336	9,852	10,379
草加市	71,737	68,527	67,940	587	3,210
足立区	134,841	127,091	125,805	1,285	7,750
北区	67,217	61,829	61,447	382	5,388

注1) 北区の集団回収量には令和3年度の値を用いた。

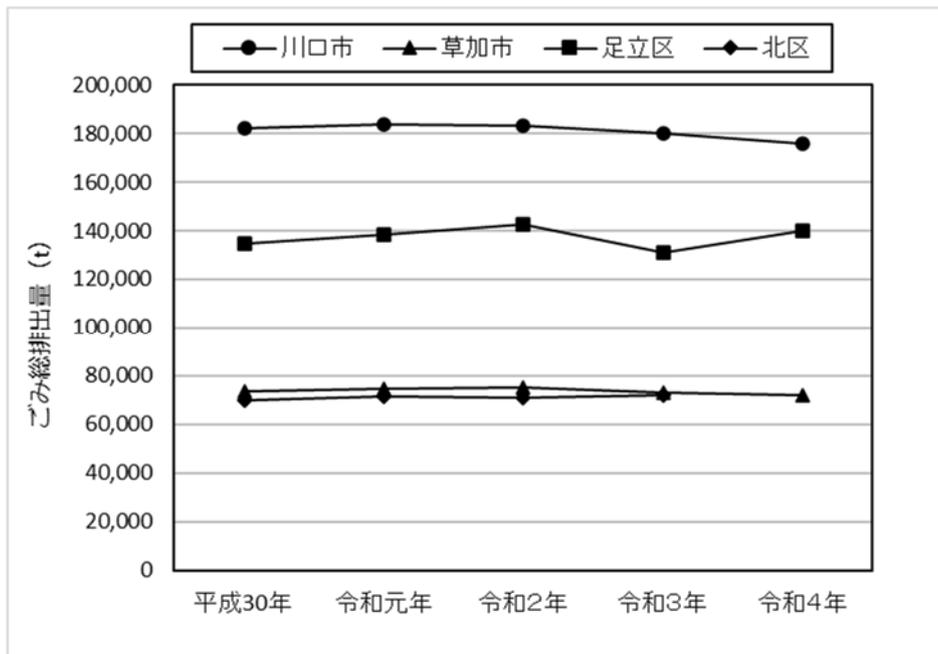
2) 総排出量は総搬入量と集団回収量の合計として算出した値である。

出典：「令和4年度調査結果 処理状況」（令和6年7月閲覧、環境省廃棄物処理技術情報）

「清掃事業年報（東京都23区）令和4年度」（令和5年8月、東京都二十三区清掃一部事務組合）

「数字で見る足立 令和5年（令和4年度実績）」（令和5年10月、足立区）

「北区のごみ・資源量」（令和6年7月閲覧、北区ホームページ）



出典：「平成30年～令和4年度調査結果 処理状況」  
 (令和6年6月、環境省廃棄物処理技術情報)  
 「過去の清掃事業年報(平成30年度～令和4年度)」  
 (令和6年7月閲覧、東京都二十三区清掃一部事務組合ホームページ)  
 「数字で見る足立 (令和元年～令和5年)」  
 (令和6年7月閲覧、足立区ホームページ)  
 「北区のごみ・資源量」(令和6年7月閲覧、北区ホームページ)

図 3.1-10 ごみ排出量の推移

## 2) 1日当たりのごみ排出量

対象事業実施区域及びその周囲における令和4年度の1日当たりのごみ排出量は、表3.1-17に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する川口市における1人1日当たりのごみの排出量は795gである。草加市における1人1日当たりのごみの排出量は783gで、足立区における1人1日当たりのごみの排出量は535gである。北区における1人1日当たりのごみの排出量については、総排出量に令和4年度の搬入量と令和3年度の集団回収量を用いたため、算出していない。

表 3.1-17 1日当たりのごみ排出量（令和4年度）

市名	総排出量(t)	計画収集人口(人)	1人1日当たりの排出量(g)
川口市	175,567	605,013	795
草加市	71,737	251,132	783
足立区	134,841	690,448	535
北区	67,217	353,811	—

注1) 足立区及び北区の計画収集人口は、「住民基本台帳による世帯と人口（日本人及び外国人）」（令和4年10月1日現在）の数値である。

2) 総排出量は総搬入量と集団回収量の合計として算出した値である。

3) 1日当たりの排出量は、総排出量を計画収集人口と年間日数(365日)で割って算出した値である。

4) 北区の総排出量は令和3年度の集団回収量を用いて算出したため、1人1日当たりの排出量は計算しない。

出典：「令和4年度調査結果 処理状況」（令和6年7月閲覧、環境省廃棄物処理技術情報）  
「清掃事業年報（東京都23区）令和4年度」

（令和5年8月、東京都二十三区清掃一部事務組合）

「北区のごみ・資源量」（令和6年7月閲覧、北区ホームページ）

### 3) ごみ処理量

対象事業実施区域及びその周囲における令和4年度のごみ処理量は表 3.1-18 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する川口市における総処理量は 165,188t であり、内訳は直接焼却量が 139,257t、直接焼却以外の中間処理量が 25,931t、直接資源化量が 0t、直接最終処分量が 0t である。

草加市における総処理量は 68,527t であり、内訳は直接焼却量が 59,352t、直接焼却以外の中間処理量が 5,106t、直接資源化量が 4,069t、直接最終処分量が 0t である。

また、足立区及び北区が含まれる東京都 23 区における総処理量は 2,924,667t であり、内訳は直接焼却量が 2,421,714t、直接焼却以外の中間処理量が 144,668t、直接資源化量が 355,633t、直接最終処分量が 2,652t である。

足立区における総処理量は 127,091t であり、内訳は可燃ごみが 122,006t、不燃ごみが 272t、粗大ごみが 3,528t、直接搬入（持ち込み）が 1,285t である。

北区における総処理量は 61,829t であり、内訳は可燃ごみが 59,205t、不燃ごみが 116t、粗大ごみが 2,126t、直接搬入が 382t である。

表 3.1-18(1) ごみ処理量（令和4年度）（埼玉県・東京都 23 区）

単位：t

市名	ごみ処理量 合計	処理区分			
		直接焼却量	直接焼却以外の 中間処理量	直接資源化量	直接最終処分量
川口市	165,188	139,257	25,931	0	0
草加市	68,527	59,352	5,106	4,069	0
東京都23区	2,924,667	2,421,714	144,668	355,633	2,652

出典：「令和4年度調査結果 処理状況」（令和6年7月閲覧、環境省廃棄物処理技術情報）

表 3.1-18(2) ごみ処理量（令和4年度）（東京都）

単位：t

区名	ごみ処理量 合計	収集内訳			
		可燃	不燃	粗大	持ち込み
足立区	127,091	122,006	272	3,528	1,285
北区	61,829	59,205	116	2,126	382

出典：「清掃事業年報（東京都23区）令和4年度」（令和5年8月、東京都二十三区清掃一部事務組合）

#### 4) 再生利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における令和4年度のごみ再生利用状況は、表3.1-19に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する川口市におけるリサイクル率は22.8%であり、草加市におけるリサイクル率は18.2%である。また、足立区及び北区が含まれる東京都23区のリサイクル率は19.4%である。

表 3.1-19 再生利用状況（令和4年度）（埼玉県・東京都23区）

市名	直接資源化量 (t)	中間処理後 再生利用量 (t)	集団 回収量 (t)	ごみ処理量 合計(t)	リサイクル率 R (%) (直接資源化量+中間処理後再生利用量+ 集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100
川口市	0	29,600	10,379	165,188	22.8
草加市	4,069	5,751	3,210	68,527	18.2
東京都23区	355,633	90,975	148,143	2,924,667	19.4

出典：「令和4年度調査結果 処理状況」（令和6年7月閲覧、環境省廃棄物処理技術情報）

### 3.1.7. 法令に拠る指定及び規制等の状況

#### (1) 大気汚染

##### 1) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「環境基本法」(平成 5 年 11 月、法律第 91 号)に基づく「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月、環境庁告示第 38 号)、「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月、環境庁告示第 25 号)は、表 3.1-20 に、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 9 年 2 月、環境庁告示第 4 号)は表 3.1-21 に、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月、環境省告示第 33 号)は、表 3.1-22 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月、法律第 105 号)に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年 12 月、環境庁告示第 68 号)は、表 3.1-23 に示すとおりである。

表 3.1-20 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	<長期的評価> 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。 なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（異常値を含む）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価対象としない（以下、同じ）。
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	<短期的評価> 連続して又は随時に行った測定結果より、測定を行った日又は時間について環境基準と比較して評価を行う。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	<長期的評価> 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	ただし、上記の評価方法にかかわらず、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	<短期的評価> 連続して又は随時に行った測定結果より、測定を行った時間について環境基準と比較して評価を行う。

出典：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月、環境庁告示第38号）

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月、環境庁告示第25号）

「令和5年版埼玉県環境白書」（令和5年12月、埼玉県）

「大気汚染環境基準」（令和6年7月閲覧、東京都ホームページ）

表 3.1-21 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 同一地点で連続24時間サンプリングした測定値（原則月1回以上）を算術平均した年平均値を環境基準と比較して評価を行う。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月、環境庁告示第4号）  
 「令和5年版埼玉県環境白書」（令和5年12月、埼玉県）  
 「大気汚染環境基準」（令和6年7月閲覧、東京都ホームページ）

表 3.1-22 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期敵評価> 測定結果の1年平均値を長期基準と比較する。 <短期的評価> 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準と比較する。 長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。

出典：「微小粒子状物質に係る環境基準」（平成21年9月、環境省告示第33号）  
 「令和5年版埼玉県環境白書」（令和5年12月、埼玉県）  
 「大気汚染環境基準」（令和6年7月閲覧、東京都ホームページ）

表 3.1-23 大気の汚染に係るダイオキシン類の環境基準

物質	基準値	評価方法
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 同一地点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均を環境基準と比較して評価を行う。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月、環境庁告示第68号）  
 「令和5年版埼玉県環境白書」（令和5年12月、埼玉県）  
 「大気汚染環境基準」（令和6年7月閲覧、東京都ホームページ）

## 2) 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

「大気汚染防止法」(昭和43年6月、法律第97号)では、廃棄物焼却炉のうち火格子面積が2m<sup>2</sup>以上、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上である廃棄物焼却炉を「ばい煙発生施設」としており、廃棄物焼却炉から排出される排ガスの排出基準を定めている。また、廃棄物焼却炉から排出される排ガスには、埼玉県の手引方針による指導基準や埼玉県の条例による上乗せ基準が定められている。

### (ア) 硫黄酸化物に係る規制基準

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年埼玉県条例第57号)に基づき、ばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準が定められている。

なお、「埼玉県生活環境保全条例」では、「大気汚染防止法」の規制対象としていない小さなばい煙発生施設も対象としている。

### ア) K値規制

硫黄酸化物のK値による排出基準は、表3.1-24に示すとおりである。

対象事業実施区域には、27号地域の基準が適用される。

表 3.1-24 K値による硫黄酸化物の排出基準 (埼玉県)

大気汚染防止法			埼玉県生活環境保全条例 (新設・既設の区別なし)
地域区分	一般排出基準	特別排出基準	
27号地域	3.5	2.34	9.0

出典：「埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和4年10月、埼玉県)

### イ) 総量規制及び燃料使用規制

総量規制及び燃料規制は工場・事業場の集合している地域で、K値規制のみでは硫黄酸化物に係る環境基準の確保が困難であると認められる地域において適用される。総量規制及び燃料使用規制の内容は表3.1-25に、原燃料使用料の重油換算係数は表3.1-26に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する川口市は27号地域であり、総量規制及び燃料使用規制の指定地域である。

表 3.1-25 硫黄酸化物の総量規制及び燃料使用規制

総量規制基準（対象：特定工場等 <sup>注1)</sup> 許容排出量（m <sup>3</sup> N/時） $Q = 2.11W^{0.86} + 0.5 \times 2.11\{(W + W_i)^{0.86} - W^{0.86}\}$					
ばい煙発生施設の 種類	施設設置年月日と規模 <sup>注2)</sup>				
	S53.2.27 までに設置	S53.2.28 から S60.9.9	S60.9.10 から S63.1.31	S63.2.1 から H3.1.31	H3.2.1 以降に設置
その他の施設 (廃棄物焼却炉)	W	W <sub>i</sub>			
燃料使用基準（対象：燃料規制工場等 <sup>注3)</sup> 重油、その他の石油系の燃料の硫黄含有率0.8%（重量比）以下					

注1) 特定工場等 : 硫黄酸化物に係る全てのばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第1の1項～14項、18項、21項、23項～26項及び28項～32項）を定格能力で運転する場合の原燃料使用量0.3kL/時以上

2) W,W<sub>i</sub> : 施設の原燃料使用量（kL/時）（W<sub>i</sub>について、変更の場合は増加分。）

3) 燃料規制工場等：同上における原燃料使用量0.1kL/時以上0.3kL/時未満

出典：「埼玉県の大気規制（固定発生源）ばい煙関係」（令和4年10月、埼玉県）

表 3.1-26 原燃料換算係数

区分	種類	量	重油の量 (L)
原料	ガラス製造のための溶解炉に用いる原料 (芒硝を使用するものに限る。)	1kg	0.50
	その他の原料 (一般廃棄物及び産業廃棄物を含む。)	1kg	当該原料処理に伴い発生する 硫黄酸化物に見合う重油の量 (硫黄含有率0.3%、比重0.9 とする)
燃料	原油及び軽油	1L	0.95
	ナフサ及び灯油		0.90
	石炭	1kg	0.80
	液化天然ガス		1.30
	液化石油ガス		1.20
	都市ガス（発熱量 10,000kcal/%N）	1 m <sup>3</sup>	1.10
	廃油	1L	1.00
	黒液（パルプ洗浄廃液）		0.50
	コークス	1kg	0.82
	木材		0.44
	その他の燃料	1L 個体 1kg 気体 1m <sup>3</sup>	当該燃料発熱量に相当する重 油の量 (重油発熱量 9,100kcal/L)

出典：「埼玉県の大気規制（固定発生源）ばい煙関係」（令和4年10月、埼玉県）

(イ) ばいじんに係る規制基準

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく、廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの排出基準は、表 3.1-27 に示すとおりである。

表 3.1-27 ばいじんの排出基準

種 類		標準酸素濃度 (On%)	規 模 (焼却能力)	排出基準 (g/m <sup>3</sup> N)	
廃棄物焼却炉	ばい煙発生施設	新設 平成10年7月2日以降に 設置	4,000kg/時以上	0.04	
			2,000～4,000kg/時	0.08	
		2,000kg/時未満	0.15		
		既設 平成10年7月1日以前に 設置	4,000kg/時以上	0.08	
	2,000～4,000kg/時		0.15		
	指定ばい煙発生施設	新設 平成11年4月1日以降に 設置	12	2,000kg/時未満	0.25
				焼却能力 200kg/時未満かつ 火格子面積2m <sup>2</sup> 未満	0.15
		既設 平成11年4月1日以前に 設置			0.25
0.25					

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（令和4年10月、埼玉県）

(ウ) 窒素酸化物に係る規制基準

「大気汚染防止法」に基づく、廃棄物焼却炉から排出される窒素酸化物の排出基準及び「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」（昭和 54 年 3 月、埼玉県）に基づく窒素酸化物の指導基準は、表 3.1-28 に示すとおりである。

表 3.1-28 窒素酸化物の排出基準及び指導基準

ばい煙発生施設		規模 最大排出ガス量 (万m <sup>3</sup> N/時)	標準酸素 濃度 (On%)	排出基準 (ppm)	指導基準 (ppm)
廃棄物焼却炉	連続炉	4以上	12	250	180
		4未満		250	180
	前項以外	4以上		250	180
		4未満		—	180

注) 昭和59年10月1日以降に設置した施設に対する基準を示す。

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（令和4年10月、埼玉県）

(I) 有害物質の排出基準及び上乗せ基準

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく廃棄物焼却炉から排出される有害物質（塩化水素）の排出基準及び上乗せ基準は、表 3.1-29 に示すとおりである。

表 3.1-29 有害物質（塩化水素）の排出基準及び上乗せ基準

ばい煙発生施設の種類		標準酸素濃度 (On%)	排出基準 (mg/m <sup>3</sup> N)	上乗せ基準 (mg/m <sup>3</sup> N)
廃棄物焼却炉	焼却能力 200kg/時以上 500kg/時未満	12	700	500 <sup>注)</sup>
	焼却能力 500kg/時以上			200 <sup>注)</sup>

注) 標準酸素濃度（On=12%）による補正

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（令和4年10月、埼玉県）

### 3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準は、表 3.1-30 に示すとおりである。また、廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む）を行う場合には、ダイオキシン類濃度を 3ng-TEQ/m<sup>3</sup>N 以下に処理する必要がある。

また、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）では、今後建設される新設のごみ焼却炉について表 3.1-31 に示すとおり、恒久対策の基準が示されている。

なお、「ダイオキシン類対策特別措置法」の規制対象となる廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合には、表 3.1-32 に示すとおり、ダイオキシン類濃度の基準の適用を受ける。

表 3.1-30 ダイオキシン類の排出基準

特定施設の 種類	該当規模要件		標準酸素濃 度 (On%)	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	
				新設	既設
廃棄物焼却炉	焼却能力が 50kg/時以上または 火床面積0.5m <sup>2</sup> 以上	焼却能力4t/時以上	12	0.1	1
		焼却能力 2t/時以上～4t/時未満		1	5
		焼却能力2t/時未満		5	10

注1) 廃棄物焼却炉（火格子面積2m<sup>2</sup>以上または焼却能力200kg時/以上）は、平成9年12月1日までに設置されたもの（設置工事をしているものを含む）が既設となる。

2) 複数の廃棄物焼却炉を設置している場合は、火床面積または焼却能力を合計して規模要件の可否を判断する。

出典：「ダイオキシン類に関する規制について」（平成30年10月、埼玉県）

表 3.1-31 新ガイドラインの恒久対策の基準

炉の種類	区分		基準値 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )
全連続炉	新設炉		0.1
	既設炉	旧ガイドライン適用炉	0.5
		旧ガイドライン非適用炉	1
准連続炉 機械化バッチ炉 固定バッチ炉	既設炉	連続運転	1
		間欠運転	5

注) 排出基準は、標準酸素濃度（On%=12%）による補正を行う。

出典：「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について 平成9年1月（衛環21号）」（環境省）

表 3.1-32 ばいじん等の処分を行う場合のダイオキシン類濃度の基準

ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設（廃棄物焼却炉）	基準値
ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻のダイオキシン類濃度	3ng-TEQ/g

出典：「ダイオキシン類に関する規制について」（平成30年、埼玉県）

#### 4) 水銀の排出基準

平成 25 年 10 月の水銀に関する水俣条約の採択を受けて、水銀等の大気中への排出を規制するための「大気汚染防止法の一部を改正する法律」（平成 27 年 6 月、法律第 41 号）（以下「改正法」という。）をはじめ「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年 9 月、環境省令第 22 号）（以下「改正規則」という。）等が制定、公布されている。

本改正規則に基づく廃棄物焼却炉から排出される水銀の排出基準は、表 3.1-33 に示すとおりである。

表 3.1-33 水銀の排出基準

対象施設	施設規模	標準酸素濃度 (On%)	排出基準 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ )	
			新設	既存
①廃棄物焼却炉 (専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く)	火格子面積 $2\text{m}^2$ 以上または焼却能力が $200\text{kg}/\text{時}$ 以上のもの	12	30	50
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	裾切りなし		50	100

出典：「大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について」（平成28年9月、環水大大発第1609264号）

#### 5) 自動車 $\text{NO}_x$ ・PM 法に基づく対策地域

対象事業実施区域及びその周囲である川口市、草加市、足立区及び北区は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年 6 月、法律第 70 号）に基づく対策地域に定められている。

対策地域では、排出基準に適合しないトラック、バス、特殊自動車、ディーゼル乗用車は登録ができない。

「埼玉県生活環境保全条例」では県内全域を対象として県の粒子状物質排出基準に適合しないディーゼル車の貨物、バス、特種自動車の運行を禁止している。

「東京都環境確保条例」では、諸島を除く都内全域で都の粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車の走行を禁止している。

(2) 騒音

1) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月、環境庁告示第64号）は、表3.1-34に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の用途地域の指定状況は、図3.1-4に示すとおりである。

対象事業実施区域は、工業地域であり、C類型の基準が適用される。

表 3.1-34(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型/該当地域			基準値	
			昼間	夜間
一般地域	A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55dB以下	45dB以下
	B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB以下	50dB以下

注) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月、環境庁告示第64号）

「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成11年埼玉県告示第287号）

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3.1-34(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分		基準値	
		昼間	夜間
道路に面する地域	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月、環境庁告示第64号）

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3.1-34(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

基準値	
昼間	夜間
70dB以下	65dB以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45dB以下、夜間40dB以下）によることができる。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月、環境庁告示第64号）

## 2) 騒音規制法等に基づく規制基準及び指定地域

### ア. 特定工場等及び指定騒音施設並びに作業場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」(昭和43年6月法律第98号)に定める「特定工場等」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める「指定騒音施設」並びに「規制対象作業場等」の騒音に係る規制基準は、表3.1-35に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲である川口市及び草加市は全域が規制地域である。対象事業実施区域は工業地域であるため、第4種区域に該当する。

なお、対象事業実施区域の西側には小学校があり、小学校の敷地の周囲おおむね50mの区域内は5dB減じた値が適用されるが、対象事業実施区域は、小学校の敷地から50m以上離れており、適用されない。

表 3.1-35 特定工場等及び指定騒音施設並びに作業場等に係る騒音の規制基準

区域区分		時間区分			
		朝 6時～8時	昼間 8時～19時	夕 19時～22時	夜間 22時～6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	45dB
	第2種低層住居専用地域				
	田園住居地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
安行近郊緑地保全地域					
第2種区域	第1種住居地域	50dB	55dB	50dB	45dB
	第2種住居地域				
	準住居地域				
	用途地域の定めのない地域				
	都市計画区域外(一部地域)				
安行近郊緑地保全地域の部分を除く					
第3種区域	近隣商業地域	60dB	65dB	60dB	50dB
	商業地域				
	準工業地域				
第4種区域	工業地域	65dB	70dB	65dB	60dB
	工業専用地域(一部地域)				

注1) 表に掲げた値は、工場・事業場及び屋外作業場の敷地境界における基準値である。

2) 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

3) 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dBを減じた値とする(第1種区域は除く)。

出典：「騒音・振動の規制について」(令和6年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準」(埼玉県告示第590号)

「特定施設、指定施設・作業の届出と規制について」(令和4年12月、川口市)

#### 4. 特定建設作業に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」に定める「特定建設作業」に係る騒音の規制基準は、表 3.1-36 に示すとおりである。

対象事業実施区域は工業地域であるため、2号区域に該当する。

表 3.1-36 特定建設作業に係る騒音の規制基準

区域の区分		基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域 2号区域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域	85dB	19時～7時	10時間/日	連続6日	日曜・休日
	2号区域		工業地域 工業専用地域	22時～6時		

注1) 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

2) 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

出典：「特定建設作業の騒音・振動規制」（平成30年10月、埼玉県）

「特定建設作業の届出と規制について」（令和4年1月、川口市）

#### ウ. 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度は、表 3.1-37 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、工業地域（前掲図 3.1-4 参照）であるため、C 区域に該当する。そのため、C 区域の基準値が適用される。

表 3.1-37 自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼間	夜間
	6時～22時	22時～6時
A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB (75dB)	55dB (70dB)
A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB (75dB)	65dB (70dB)
B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び C区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB (75dB)	70dB (70dB)

注1) ( ) の数値は幹線道路を担う道路に近接する区域に係る要請限度（特例）である。

2) 区域の区分は次に示すとおりである。

A区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

B区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

C区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「令和5年版埼玉県環境白書」（令和5年12月、埼玉県）

### (3) 振動

#### 1) 振動規制法等に基づく規制基準及び指定地域

「振動規制法」(昭和51年6月、法律第64号)に定める「特定工場等」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める「指定振動施設」並びに「規制対象作業場等」の振動に係る規制基準は、表3.1-38に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲である川口市及び草加市は全域が規制地域である。対象事業実施区域は工業地域であるため、第2種区域に該当する。

表 3.1-38 特定工場等及び指定振動施設並びに作業場等に係る振動の規制基準

区域の区分		基準値	
		昼間 8時～19時	夜間 19時～8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	60dB	55dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域準 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

注1) 表に掲げた値は、工場・事業場及び屋外作業場の敷地境界における基準値である。

2) 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

3) 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dBを減じた値とする(第1種区域は除く)。

出典：「騒音・振動の規制について」(令和6年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

「特定施設、指定施設・作業の届出と規制について」(令和4年12月、川口市)

## 2) 特定建設作業に係る振動の規制基準

「振動規制法」に定める「特定建設作業」に係る振動の規制基準は、表 3.1-39 に示すとおりである。

対象事業実施区域は工業地域であるため、2号区域に該当する。

表 3.1-39 特定建設作業に係る振動の規制基準

区域の区分		基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域 2号区域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域	75dB	19時～7時	10時間/日	連続6日	日曜・休日
	2号区域		工業地域	22時～6時		

注1) 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

2) 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

出典：「特定建設作業の騒音・振動規制」（平成30年10月、埼玉県）

「特定建設作業の届出と規制について」（令和4年1月、川口市）

### 3) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度は、表 3.1-40 に示すとおりである。

対象事業実施区域は工業地域であるため、第2種区域に該当する。

表 3.1-40 道路交通振動の要請限度

区域の区分		時間区分	
		昼間 8時～19時	夜間 19時～8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域	65dB	60dB
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
市街化調整区域			
第2種区域	近隣商業地域	70dB	65dB
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

注1) 振動の測定場所は、道路の敷地の境界とする。

2) 区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

3) 学校、病院等特に静穏を必要とする施設周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から5dB減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部または一部における夜間の第1種区域の限度は夜間の第2種区域の値とすることができる。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月総理府令第58号）の別表第2

「振動規制法第十六条第一項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度を定める命令の規定に基づく区域及び時間」（昭和52年埼玉県告示第1345号）

#### (4) 悪臭

##### 1) 悪臭防止法等に基づく規制基準及び指定地域

埼玉県では、「悪臭防止法」(昭和46年6月、法律第91号)に基づき規制地域が指定されており、対象事業実施区域及びその周囲において臭気指数規制が行われている。関係市のうち対象事業実施区域が位置する川口市は基準値1、草加市は臭気指数規制対象から外れるが、物質濃度による規制が行われている。

なお、対象事業実施区域の区域区分については、川口市、草加市ともにC区域である。

臭気指数規制基準は、表3.1-41から表3.1-43、物質濃度規制基準は表3.1-44から表3.1-46に示すとおりである。

表 3.1-41 臭気指数による規制基準(敷地境界)

区域区分		基準値	
		基準値1	基準値2
A区域	B、C区域を除く区域	臭気指数15	臭気指数15
B区域	農業振興地域	臭気指数18	臭気指数21
C区域	工業地域・工業専用地域	臭気指数18	臭気指数18

注) 基準値1： 熊谷市、川口市、秩父市(一部)、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、吉見町、皆野町、長瀨町、杉戸町、松伏町

基準値2： 本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町

出典：「悪臭の規制について」(令和6年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

「令和5年版埼玉県環境白書」(令和5年12月、埼玉県)

表 3.1-42 臭気指数による規制基準(煙突等の排出口)

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出する。							
<p>&lt;悪臭防止法施行規則第6条の2第1項第1号排出口の実高さが15m以上の施設&gt;                  次に定める式により臭気排出強度の量を算出するものとする。</p> $q_t = 60 \times 10^A \div F_{\max} \quad A = L \div 10 - 0.2255$ <p>これらの式において、<math>q_t</math>、<math>F_{\max}</math>及び<math>L</math>はそれぞれ次の値を表すものとする。</p> <p><math>q_t</math> : 排出ガスの臭気排出強度 (単位: <math>m^3N/分</math>)  <math>F_{\max}</math> : 別表第3に定める式により算出される<math>F(x)</math>(臭気排出強度<math>1m^3N/秒</math>に対する排出口からの風下距離<math>x</math>(単位: <math>m</math>)における地上での臭気濃度)の最大値(単位: <math>/m^3N</math>)。                  ただし、<math>F(x)</math>の最大値として算出される値が1を排出ガスの流量 (単位: <math>m^3N/秒</math>) で除した値を超えるときは、1を排出ガスの流量で除した値とする。</p> <p><math>L</math> : 敷地境界における規制基準</p>							
別表第3							
$F(x) = (1 \div (3.14 \times \sigma_y \times \sigma_z)) \times \exp(-He(x)^2 \div (2 \times \sigma_z^2))$ <p>備考</p> <p>この式において、<math>x</math>、<math>\sigma_y</math>、<math>\sigma_z</math>、及び<math>He(x)</math>は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p><math>x</math> : 排出口からの風下距離 (単位: <math>m</math>)  <math>\sigma_y</math> : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの水平方向拡散幅 (単位: <math>m</math>)  <math>\sigma_z</math> : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの鉛直方向拡散幅 (単位: <math>m</math>)  <math>He(x)</math> : 次式により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の高さ(単位: <math>m</math>)。ただし、次式における<math>H_i</math>と<math>\Delta H_d</math>の和が周辺最大建物の高さの0.5倍未満となる場合、<math>0m</math>。</p> $He(x) = H_i + \Delta H + \Delta H_d$ <p>この式において、<math>H_i</math>、<math>\Delta H</math>及び<math>\Delta H_d</math>は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p><math>H_i</math> : 第2項に掲げる方法により算出される初期排出高さ (単位: <math>m</math>)  <math>\Delta H</math> : 環境大臣が定める方法により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の上昇高さ (単位: <math>m</math>)  <math>\Delta H_d</math> : 次表の上欄に掲げる初期排出高さの区分ごとに同表の下欄に掲げる式により算出される周辺最大建物の影響による排出ガスの流れの中心軸の低下高さ (単位: <math>m</math>)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td><math>H_i</math> が<math>H_b</math> 未満の場合</td> <td><math>-1.5H_b</math></td> </tr> <tr> <td><math>H_i</math> が<math>H_b</math> 以上<math>H_b</math> の2.5 倍未満の場合</td> <td><math>H_i - 2.5H_b</math></td> </tr> <tr> <td><math>H_i</math> が <math>H_b</math> の 2.5 倍以上の場合</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>この表において、<math>H_i</math>は第2項に掲げる方法により算出される初期排出高さ(単位: <math>m</math>)を、<math>H_b</math>は周辺最大建物の高さ(単位: <math>m</math>)を表すものとする。</p>		$H_i$ が $H_b$ 未満の場合	$-1.5H_b$	$H_i$ が $H_b$ 以上 $H_b$ の2.5 倍未満の場合	$H_i - 2.5H_b$	$H_i$ が $H_b$ の 2.5 倍以上の場合	0
$H_i$ が $H_b$ 未満の場合	$-1.5H_b$						
$H_i$ が $H_b$ 以上 $H_b$ の2.5 倍未満の場合	$H_i - 2.5H_b$						
$H_i$ が $H_b$ の 2.5 倍以上の場合	0						

出典: 「悪臭防止法施行規則」(昭和47年5月、総理府令第39号)

「令和5年版埼玉県環境白書」(令和5年12月、埼玉県)

表 3.1-43 臭気指数による規制基準（排水水）

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出する。

換算式	: $I_w = L + 16$
$I_w$	: 排水水の臭気指数
$L$	: 敷地境界線における規制基準

出典：「令和5年版埼玉県環境白書」（令和5年12月、埼玉県）

表 3.1-44 物質濃度による規制基準（敷地境界）

単位：ppm

特定悪臭物質	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.030
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.020
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.10
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.10
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.030
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.020
イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4.0
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.0020	0.0020
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

注1) 区域区分は、以下に示すとおりである。

A区域：B区域・C区域以外の区域

B区域：農業振興地域

C区域：工業地域・工業専用地域

2) 草加市及び八潮市については、全域にA区域の規制基準を適用する。

出典：「悪臭の規制について」（令和6年7月閲覧、埼玉県ホームページ）

表 3.1-45 物質濃度による規制基準（煙突等の排出口）

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
備考 1.基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第3条に定める換算式により算出する。

出典：「悪臭の規制について」（令和6年7月閲覧、埼玉県ホームページ）

表 3.1-46 物質濃度による規制基準（排水水）

特定悪臭物質	排水水の流量 (m <sup>3</sup> /s)	排水水中の濃度 (mg/L)		
		A区域	B区域	C区域
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.03	0.06
	0.001 を超え 0.1 以下	0.007	0.007	0.010
	0.1 を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.1	0.3
	0.001 を超え 0.1 以下	0.02	0.02	0.07
	0.1 を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	0.3	2.0
	0.001 を超え 0.1 以下	0.07	0.07	0.30
	0.1 を超過	0.01	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001 以下	0.6	0.6	2.0
	0.001 を超え 0.1 以下	0.1	0.1	0.4
	0.1 を超過	0.03	0.03	0.09

注1) 区域区分は、以下に示すとおりである。

A区域：B区域・C区域以外の区域

B区域：農業振興地域

C区域：工業地域・工業専用地域

2) 草加市及び八潮市については、全域にA区域の規制基準を適用する。

出典：「悪臭の規制について」（令和6年7月閲覧、埼玉県ホームページ）

## (5) 水質汚濁

### 1) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号）は表 3.1-47 及び表 3.1-48 に、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成 9 年 3 月、環境庁告示第 10 号）は、表 3.1-49 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」は、表 3.1-50 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲を流れる河川のうち、生活環境の保全に関する環境基準の河川の種類の指定状況は、南側を流れる荒川及び新河岸川で一般 C 類型、生物 B 類型、西側を流れる芝川で一般 C 類型、生物 B 類型である。

表 3.1-47 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	
1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2.「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3.海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）

表 3.1-48(1) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

類型	利用目的の 適応性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 (自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの)	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2級 (水産1級水浴及びB以 下の欄に掲げるもの)	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100ml以下
B	水道3級 (水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの)	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000 CFU/ 100ml以下
C	水産3級 (工業用水1級及びD以 下の欄に掲げるもの)	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 (農業用水及びE以下の 欄に掲げるもの)	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 (環境保全)	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
4. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
6. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注）利用目的の適応性は、次の示すとおりである。

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度な浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度な浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）

表 3.1-48(2) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

注) 基準値は、年間平均値とする（湖沼もこれに準ずる）。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）

表 3.1-49 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	<p>1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2.「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4.1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月、環境庁告示第10号）

表 3.1-50 水質汚濁に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
備考	
1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2.大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月、環境庁告示第68号）

## 2) 水質汚濁防止法等に基づく排出基準及び指定地域

一般廃棄物処理施設であり1時間あたりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m<sup>2</sup>以上の焼却施設は、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）が定める特定施設に該当し、表3.1-51及び表3.1-52に示す排水基準が定められている。

埼玉県では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例」（昭和46年条例第61号）に基づき、特定施設の種類（業種その他の区分）及び排出水の量に応じた上乗せ基準が県内全域の公共用水域に適用される。焼却施設に係る上乗せ基準は、表3.1-53に示すとおりである。

また、「水質汚濁防止法」に基づく総量規制に係る閉鎖性水域としては、東京湾が指定されており、関係市はすべて指定地域に該当する。これにより日平均排水量50m<sup>3</sup>以上の特定施設を有する特定事業場には、表3.1-54に示すとおり、「科学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」（平成29年埼玉県告示第784号）が適用される。

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物焼却炉から排出される排水に適用される排出基準は表3.1-55に示すとおりであり、本事業において新設するごみ焼却処理施設が「ダイオキシン類対策特別措置法」の特定施設に該当する場合には、この基準値が適用される。

表 3.1-51 排水基準（有害物質）

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
全シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物（海域以外の公共用水域）	10mg/L
ふっ素及びその化合物（海域以外の公共用水域）	8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L <sup>注)</sup>
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考	
<p>1. 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>	

注) アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計とする。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月、総理府令第35号）

表 3.1-52 排水基準（生活環境項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（海域以外の公共用水域）	5.8以上・8.6以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均120mg/L）
浮遊物質（SS）	200mg/L（日間平均150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L（日間平均60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均8mg/L）
備考	
<p>1.「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2.この表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場または事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3.水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場または事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4.水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5.生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6.窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7.燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月、総理府令第35号）

表 3.1-53 排水基準（上乘せ排水基準）

単位：mg/L

特定施設	生物化学的酸素要求量	浮遊物質質量	フェノール類含有量
焼却施設	25 (日間平均20)	60 (日間平均50)	1

出典：「工場・事業場等排水の水質規制（水質汚濁防止法・埼玉県生活環境保全条例 濃度規制）」  
(令和6年4月、埼玉県)

表 3.1-54 排水基準（総量規制基準）

業種	化学的酸素要求量 (mg/L)		窒素含有量 (mg/L)		りん含有量 (mg/L)	
	～H3.6.30	H3.7.1～	～H14.9.30	H14.10.1～	～H14.9.30	H14.10.1～
ごみ処理業	30	30	25	10	1.5	1

注) 総量規制基準は、指定地域内に所在する特定事業場（特定施設を設置する工場・事業場）のうち、日平均排水量が 50m<sup>3</sup> 以上のもの（指定地域内事業場）に適用される。

出典：「工場・事業場排水の総量規制（水質汚濁防止法・総量規制）」（令和3年1月、埼玉県）

表 3.1-55 ダイオキシン類の排出基準

特定施設	基準値
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する 廃ガス洗浄施設、湿式集じん装置	10pg-TEQ/L
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設 であって、汚水等を排出するもの	

出典：「ダイオキシン類に関する規制について」（平成30年10月、埼玉県）

### 3) 土木建設作業に伴う汚水等の基準

「埼玉県生活環境保全条例」では、指定土木建設作業に伴い排出する汚水等の基準が定められている。作業において汚水等を排出する場合は、表 3.1-51 に示す排水基準（有害物質）及び表 3.1-56 の基準が適用される。

表 3.1-56 指定土木建設作業に係る排水基準

項目	基準値
水素イオン濃度	5.8～8.6
浮遊物質質量	180（日間平均150）mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱物油類含有量）	5mg/L

出典：「工場・事業場等排水の水質規制（水質汚濁防止法・埼玉県生活環境保全条例 濃度規制）」  
(令和6年4月、埼玉県)

#### 4) 下水道

一般廃棄物処理施設である焼却施設は、「下水道法」（昭和 33 年法律第 79 号）が定める特定事業場に該当する。

対象事業実施区域が位置する川口市では「下水道法」及び「川口市下水道条例」（昭和 47 年川口市条例第 27 号）に基づき、特定事業場について表 3.1-57 に示す下水排除基準が定められている。

表 3.1-57(1) 特定事業場における下水排除基準（有害物質）

項目	排除基準（特定施設の設置者）			
	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上	平均排水量 30m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満	平均排水量 10m <sup>3</sup> /日以上 30m <sup>3</sup> /日未満	平均排水量 10m <sup>3</sup> /日未満
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
シアン化合物	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
有機燐化合物	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
六価クロム化合物	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
総水銀	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
ジクロロメタン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
四塩化炭素	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
チウラム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
シマジン	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
ベンゼン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
ふっ素及びその化合物	8mg/L以下 (15mg/L以下)	8mg/L以下 (15mg/L以下)	8mg/L以下 (15mg/L以下)	8mg/L以下 (15mg/L以下)
ほう素及びその化合物	10mg/L以下 (230mg/L以下)	10mg/L以下 (230mg/L以下)	10mg/L以下 (230mg/L以下)	10mg/L以下 (230mg/L以下)
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下
ダイオキシン類	10pg/L以下	10pg/L以下	10pg/L以下	10pg/L以下
アンモニア性窒素等含有量	380mg/L未満	380mg/L未満	380mg/L未満	380mg/L未満
備考				
1. ( ) 内は海域に排出される場合。				

出典：「下水道法施行令」（昭和34年政令第147号）

「川口市下水道条例」（昭和47年川口市条例第27号）

「特定施設・特定事業場について」（令和6年7月閲覧、川口市ホームページ）

表 3.1-57(2) 特定事業場における下水排除基準（環境項目等）

項目	排除基準（特定施設の設置者）			
	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上	平均排水量 30m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満	平均排水量 10m <sup>3</sup> /日以上 30m <sup>3</sup> /日未満	平均排水量 10m <sup>3</sup> /日未満
温度	45°C未満	45°C未満	—	—
pH	5超9未満	5超9未満	5超9未満	5超9未満
BOD	600mg/L 未満	—	—	—
SS	600mg/L 未満	—	—	—
全窒素	240mg/L 未満	—	—	—
全磷	32mg/L 未満	—	—	—
沃素消費量	220mg/L 未満	—	—	—
n-ヘキサン抽出物質量 （上段：鉱油 下段：動植物油）	5mg/L 以下	5mg/L 以下	—	—
	30mg/L 以下	30mg/L 以下	—	—
銅	3mg/L 以下	3mg/L 以下	3mg/L 以下	3mg/L 以下
亜鉛	2mg/L 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以下
全クロム	2mg/L 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以下
フェノール類	5mg/L 以下	5mg/L 以下	5mg/L 以下	5mg/L 以下
鉄（溶解性）	10mg/L 以下	10mg/L 以下	10mg/L 以下	10mg/L 以下
マンガン（溶解性）	10mg/L 以下	10mg/L 以下	10mg/L 以下	10mg/L 以下
備考	1. 網掛けは除害施設の設置等に係わる排出基準である。			

出典：「下水道法施行令」（昭和34年政令第147号）

「川口市下水道条例」（昭和47年川口市条例第27号）

「特定施設・特定事業場について」（令和6年7月閲覧、川口市ホームページ）

## (6) 土壌汚染

### 1) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」（平成 3 年 8 月、環境庁告示第 46 号）は表 3.1-58 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月、環境庁告示第 68 号）は、表 3.1-59 に示すとおりである。

### 2) 土壌汚染対策法等に基づく土壌の汚染状態の基準

「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）では土壌の汚染状態の基準が表 3.1-60 に示すとおり定められており、「埼玉県生活環境保全条例」においても、土壌汚染基準（法と同様の土壌溶出量基準及び土壌含有量基準）を定めている。

表 3.1-58 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.03mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典：「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年8月、環境庁告示第46号）

表 3.1-59 土壌中のダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</li> <li>2. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</li> <li>3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。</li> </ol>		

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月、環境庁告示第68号）

表 3.1-60 土壌の汚染状態の基準

分類	特定有害物質	基準値	
		土壌溶出量基準	土壌含有量基準
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002mg/L以下	—
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—
	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—
	ベンゼン	0.01mg/L以下	—
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	45 mg/kg以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250 mg/kg以下
	シアン化合物	検出されないこと	遊離シアン： 50 mg/kg以下
	水銀及びその化合物	総水銀： 0.0005 mg/L 以下 アルキル水銀： 検出されないこと	15 mg/kg以下
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150 mg/kg以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150 mg/kg以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150 mg/kg以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000 mg/kg以下
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000 mg/kg以下	
物質 第三種特定有害	シマジン	0.003mg/L以下	—
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—
	チウラム	0.006mg/L以下	—
	PCB	検出されないこと	—
	有機リン化合物	検出されないこと	—
備考			
<p>1. 土壌溶出量基準は26の特定有害物質すべてについて、土壌含有量基準は「第二種特定有害物質」の9物質に限り定められている。</p> <p>2. 土壌溶出量基準は、「土壌の汚染に係る環境基準」の表の「環境上の条件」の欄の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。</p> <p>3. 埼玉県生活環境保全条例に基づく土壌の汚染に係る基準についても、上と同じである。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。</p>			

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）

「令和5年版埼玉県環境白書」（令和5年12月、埼玉県）



## (8) 景観

景観については「景観法」(平成 16 年 6 月、法律第 110 号)、「埼玉県景観条例」(平成 19 年 7 月、埼玉県条例第 46 号)、「埼玉県景観規則」(平成 19 年 11 月、埼玉県規則第 90 号)、「埼玉県景観計画」(平成 19 年 8 月、埼玉県)等により規制されている。

対象事業実施区域が位置する川口市では、「川口市景観計画 改訂版」(令和 5 年、川口市)を策定しており、建築物の建築等及び工作物の建設等を行う場合には届出が必要となり、建物の形態意匠、壁面の位置及び高さの最高限度等において景観形成基準を踏まえる必要がある。

## (9) 廃棄物

埼玉県では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月、法律第 137 号)及び「埼玉県生活環境保全条例」の規定に基づき、「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画(埼玉県食品ロス削減推進計画)」(令和 3 年 3 月、埼玉県)を策定し、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現を目指している。

また、対象事業実施区域が位置する川口市では、「第 7 次川口市一般廃棄物処理基本計画」(令和 2 年、川口市)を策定し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を総合的、計画的に推進するため、令和 11 年度を計画目標年度とする取組みを行っている。

## (10) 地球温暖化

埼玉県では、地球温暖化対策の取組みとして、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年 10 月、法律第 117 号)及び「埼玉県環境基本計画」(令和 4 年、埼玉県)に基づく、「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第 2 期) 改正版」(令和 5 年 3 月、埼玉県環境部温暖化対策課)を策定し、2026 年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 35%、2030 年度において 2013 年度比 46%削減する目標を示している。

また、将来像として「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」の実現を目指すこととしている。

(11) 自然関係法令

対象事業実施区域及びその周辺地域（対象事業実施区域の周囲 3km 以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲）における自然環境保全に係る法令等による指定状況は、表 3.1-61 に示すとおりである。

表 3.1-61(1) 自然関係法令等に基づく指定の状況

地域その他の対象		指定の有無		関係法令等	
		対象事業 実施区域	周辺地域		
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	埼玉県立自然公園条例
		都立自然公園	×	×	東京都自然公園条例
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
			×	×	埼玉県自然環境保全条例
			×	×	東京における自然の保護と回復に関する条例
	自然遺産	×	×	世界遺産条約	
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
		緑地保全地域	×	×	東京における自然の保護と回復に関する条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	○	
特定猟具使用禁止区域(銃)		○	○		
指定猟法禁止区域		×	×	ラムサール条約	
登録簿に挙げられている湿地の区域		×	×		

注) ○：指定がある場合

×：指定がない場合

表 3.1-61(2) 自然関係法令等に基づく指定の状況

地域その他の対象		指定の有無		関係法令等	
		対象事業 実施区域	周辺地域		
国 土 防 災 関 連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	土砂災害警戒区域	×	○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	○	○		
	地下水採取規制区域		○	○	工業用水法
			○	○	建築物用地下水の採取の規制に関する法律
		○	○	埼玉県生活環境保全条例	
		×	○	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	

注) ○：指定がある場合

×：指定がない場合

## 1) 自然公園

「埼玉県立自然公園条例」(昭和 33 年 4 月、埼玉県条例第 15 号)に基づく自然公園の指定状況は、図 3.1-12 に示すとおりである。

対象事業区域を除く周辺地域には、自然公園地域(県立安行武南自然公園)の指定がある。

なお、対象事業実施区域は自然公園地域に指定されていない。

## 2) 近郊緑地保全区域

「首都圏近郊緑地保全法」(昭和 41 年法律第 101 号)に基づく近郊緑地保全区域の指定状況は、図 3.1-13 に示すとおりである。

対象事業区域を除く周辺地域には、近郊緑地保全区域(安行近郊緑地保全区域)の指定がある。

なお、対象事業実施区域は近郊緑地保全区域に指定されていない。

## 3) 鳥獣保護区等

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 7 月、法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区等の指定状況は、図 3.1-14 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺地域には特定猟具使用禁止区域(銃)、対象事業実施区域を除く周辺地域には鳥獣保護区の指定がある。

## 4) 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)に基づく土砂災害警戒区域の指定状況は、図 3.1-15 に示すとおりである。

対象事業実施区域を除く周辺地域には、土砂災害特別警戒区域の指定がある。

なお、対象事業実施区域は土砂災害警戒区域に指定されていない。

## 5) 地下水採取規制区域

対象事業実施区域及びその周辺地域は、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制地域である。

なお、対象事業実施区域は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく第一種指定地域となっており(図 3.1-11 参照)、揚水機の吐出口の断面積の合計が 6 平方センチメートルを超える場合は知事の許可を必要とし、揚水機の吐出口の断面積の合計が 6 平方センチメートル以下の場合は、知事への届け出が必要となる。

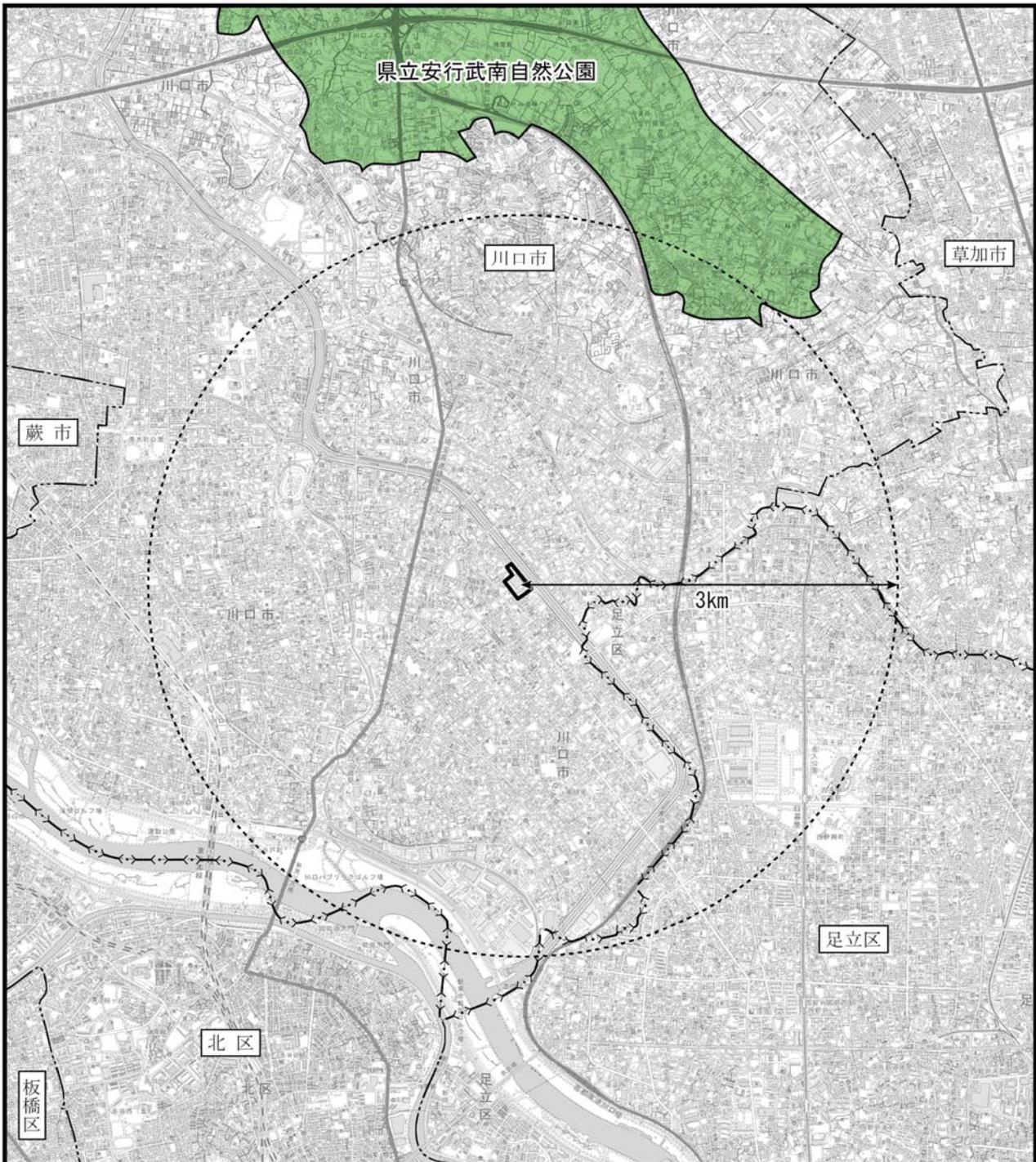
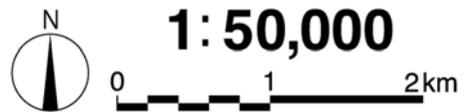


図 3.1-12 自然公園地域の指定状況

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 自然公園地域
- : 都県界
- : 市界・区界

出典：  
「埼玉県の自然公園」（令和6年7月閲覧 埼玉県ホームページ）



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 2 万 5 千分の 1 を使用したものである。

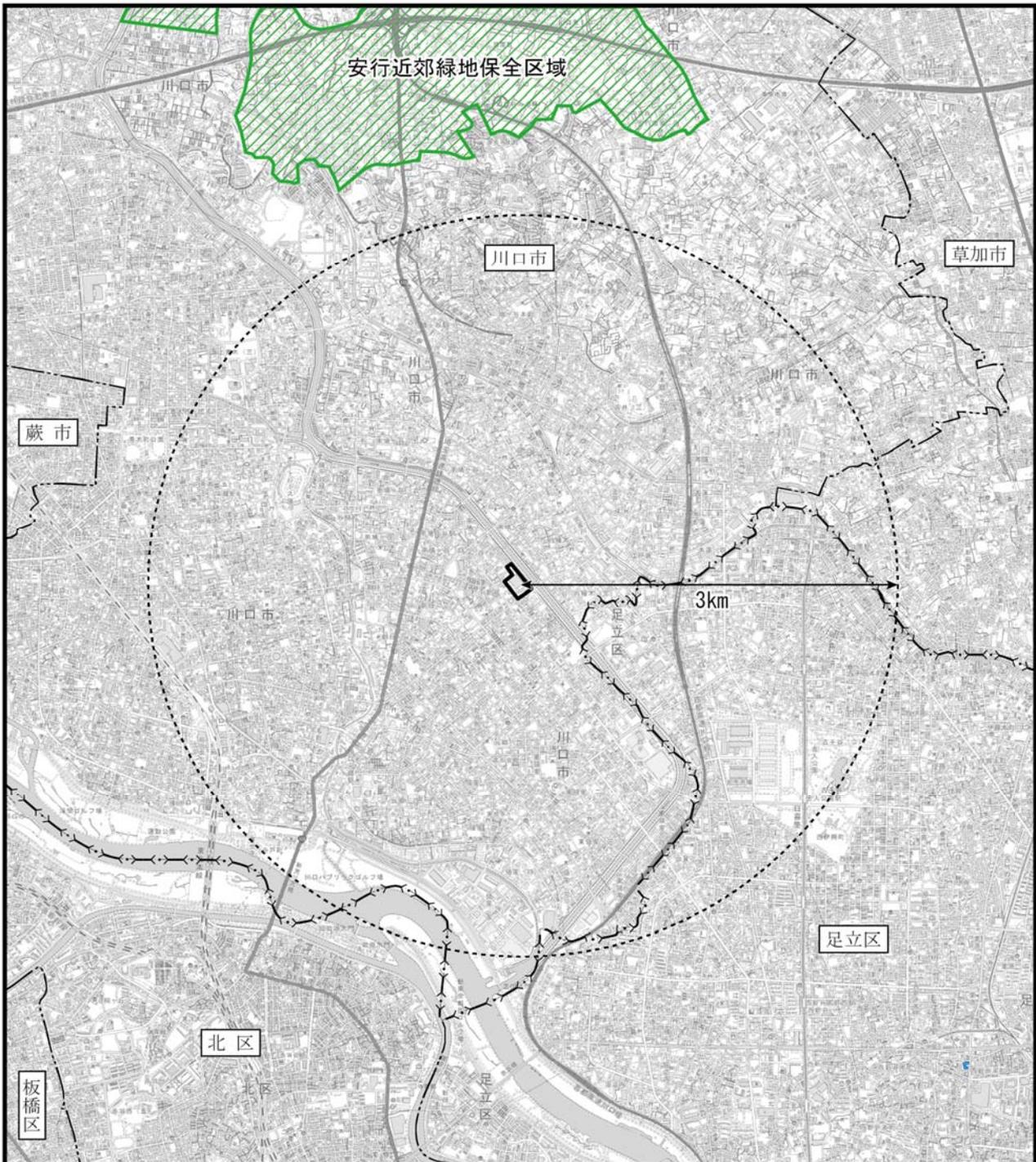


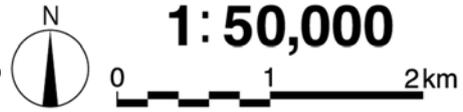
図 3.1-13 緑地の指定状況

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 近郊緑地保全区域
- : 都県界
- : 特別緑地保全地区
- : 市界・区界

出典：

「都市緑化データベース」（令和6年6月閲覧 国土交通省ホームページ）  
 及び「埼玉県都市計画図」（令和2年3月 埼玉県）を加工して作成



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

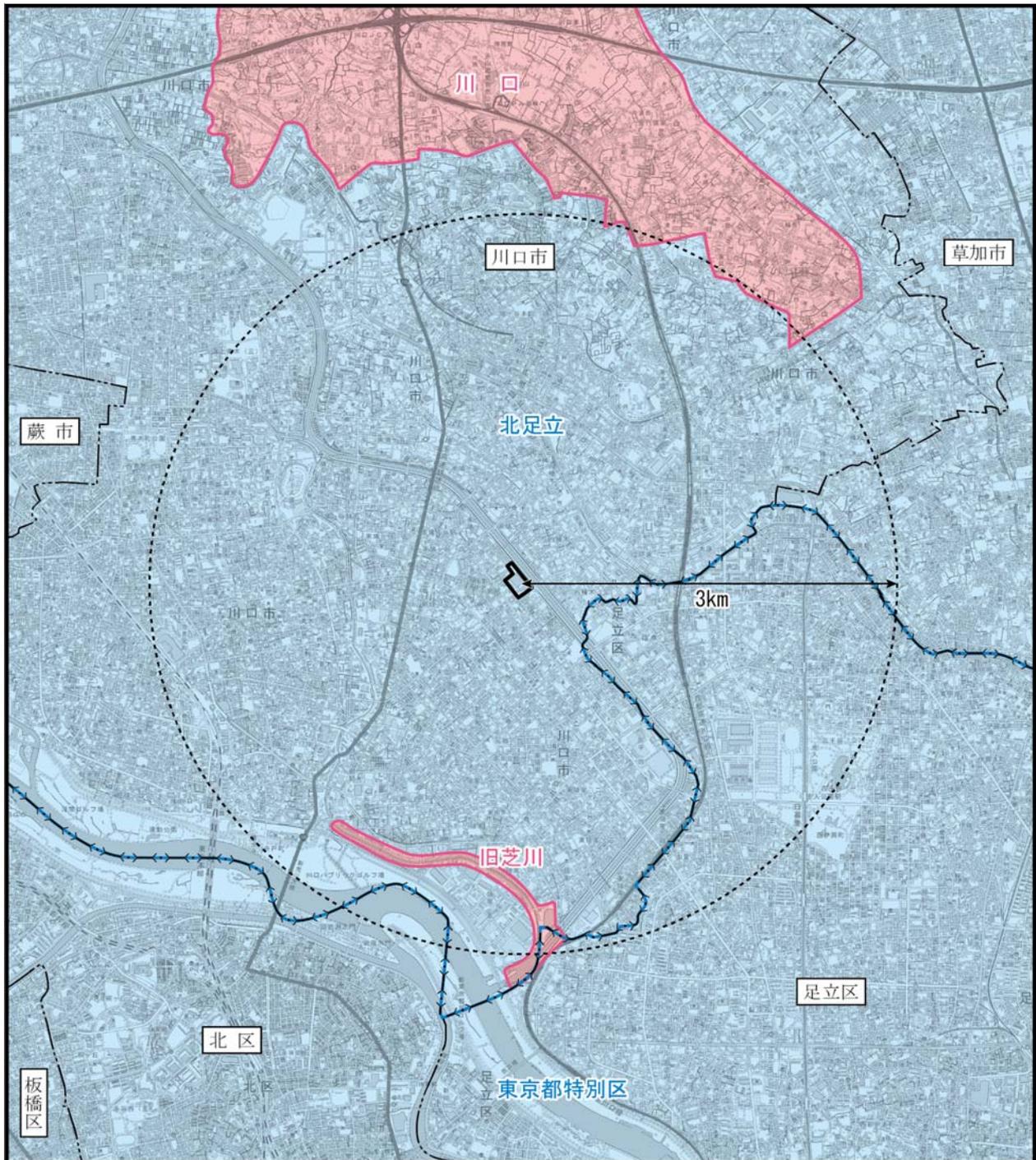


図 3.1-14 鳥獣保護区等

凡 例

- |                                                                                                |                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  : 対象事業実施区域 |  : 鳥獣保護区           |
|  : 都県界      |  : 特定猟具使用禁止区域 (銃器) |
|  : 市界・区界    |                                                                                                       |

出典:  
「埼玉県鳥獣保護区等位置図(令和5年度)」(令和5年10月、埼玉県)  
「鳥獣保護区等位置図(令和5年度)」(令和5年、東京都)



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。



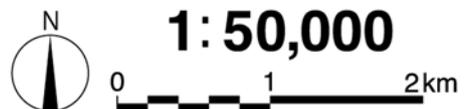
図 3.1-15 土砂災害警戒区域の指定状況

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 都県界
- : 市界・区界
- : 土砂災害特別警戒区域（指定済）

出典：

「国土数値情報（土砂災害警戒区域）令和3年度」（令和6年7月閲覧、国土交通省）をもとに加工して作成



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。